

OWNER'S BRAIN

オーナーズブレイン
2020年秋
創刊号



特集1

コロナショック！

2大特集

特集2

相続・
遺品・遺言

OWNER'S BRAIN

オーナーズブレイン
2020年秋
—〈創刊号〉—

巻頭言

本誌『OWNER'S BRAIN』（オーナーズブレイン）は、「富裕層と会計事務所をつなぐ専門媒体」として創刊しました。`税の専門新聞社、であるエヌピー通信社がリアルリッチ層向けに毎号8万部超発行している税とマネーの季刊情報紙『OWNER'S LIFE』（オーナーズライフ）の別冊としてリリースするものです。

リアルリッチ層が抱える「税とマネー」の問題は多岐にわたります。企業税務だけに限らず、また相続税務だけでも限らず、税とマネー全般の悩みを解決してくれる真のブレイン（頭脳）を、リアルリッチ層は求めています。

本誌は、ビジネス上の税務会計サポーターとしての税理士業務にとどまらず、オーナー企業とオーナー一族の両面にとってのブレイン（参謀・指導者）として、高度な税務ナレッジと経験豊かなコンサルティング能力を発揮するプロフェッショナルを、コントロールドサーキュレーション方式で読者様のもとへとエスコートする日本初の専門誌です。

税のスペシャリストとしての役割はもちろん、総合コンサルティング能力をも有する税理士・会計事務所だけを掲載した富裕層向け媒体として、税の専門新聞社が「実力本位の会計事務所」を厳選してご紹介します。

本号はその記念すべき創刊号となります。今後は秋・春の年2回発行を予定しており、オーナーズライフ紙の配布対象読者様には、同紙とともに無料でお届けします。なお、本誌は全国の書店店頭でご注文いただけるほか、ネット書店のAmazonでもご購入いただけます。

コロナ禍で経済活動が委縮気味になりがちないま、真の意味で「オーナーズブレイン」となる「実力本位の会計事務所」をご紹介するとともに、リアルリッチ層にとって有益な税務・財務情報などを毎号「2大特集」のかたちで満載してまいります。どうかご期待ください。

2020年9月15日

OWNER'S BRAIN 編集部

記念に、時計を。



大切な“時の記念品”として 法人様向けのセイコーオリジナルウォッチ製作を承ります。

さまざまな記念のシーンにおいて腕時計をお使いいただく機会が増えています。「年齢や性別を選ばない」また「パーソナルユース」である腕時計はいつまでも心に残る贈り物としてご用命をいただいております。また、モチベーション向上や帰属意識の醸成にも大変ご好評をいただいております。

ホームページはこちら ▶

セイコーオリジナルウォッチ 検索



セイコーオリジナルウォッチの特徴

安心品質

豊富なデザイン

ご注文は100個以上から

※仕様、数量により異なります。
詳細は担当営業へご相談ください。

セイコーウォッチ株式会社 / 特販営業部

0120-917-251 (通話料無料)
受付時間 10:00~18:00 (土・日・祝日・年末年始除く)

巻頭言 ——— 1

◆写真紀行◆ 密を避けて秋を訪ねて① 羊蹄山・八甲田・明月院(鎌倉) ——— 4~9

【特集】コロナショック! ——— 10

持続化給付金 個人家主に不支給の怪	12
税務署は必ずやってくる!? 要注意 社用と私用の線引き	14
資金繰り改善 コロナ禍を乗り切る消費税対策	16
銀行融資は借り得? 据置期間が異例の長期化	18
不倫芸能人も使いたい? 納めた税金の繰戻し還付制度	20

日本で唯一の「税金の専門新聞社」が本気で選んだ

厳選 実力本位の 会計事務所 2020秋 ——— 24

芦原会計事務所	26	道下敏光税理士事務所	40
アレシア税理士法人	28	税理士法人MOVE ON	42
OAG税理士法人	30	税理士法人向田会計	44
JPA総研経営参与グループ	32	吉岡マネジメントグループ	46
T-MACKS税理士法人	34	wish税理士法人	48
税理士法人東京会計グループ	36	岡野雄志税理士事務所	49
税理士法人早川・平会計	38		

◆写真紀行◆ 密を避けて秋を訪ねて② 白神山地 ——— 50~55

【特集】相続・遺品・遺言 ——— 56

相続税対策でも人気 コンテナ節税に国税当局のメス	58
相続税対策の新常識 配偶者居住権の上手な使い方	60
死後も素敵なお父さんのままで 見せたくない遺品の生前対策	62
家族が大迷惑 こんな遺言は書きちゃダメ	64
安全に処理しないと被害甚大 貸付金という時限爆弾	66

◆写真紀行◆ 密を避けて秋を訪ねて③ 新倉山浅間公園・圓光寺(京都)・毘沙門堂(京都) ——— 70~75

BOOK REVIEW ——— 78



写真紀行
密を避けて
秋を訪ねて①







持続化給付金

個人家主に不支給の怪

12

税務署は必ずやってくる!?

要注意 社用と私用の線引き

14

【特集】 SPECIAL FEATURE

コロナ**ショック!**

資金繰り改善

コロナ禍を乗り切る消費税対策

16

銀行融資は借り得?

据置期間が異例の長期化

18

不倫芸能人も使いたい?

納めた税金の繰戻し還付制度

20



持続化給付金

個人家主に 不支給の怪



これは、給付金を受けるために必要な前年同期からの売上減という条件に当てはまるのが、「事業収入」の減少に限られているためだ。法人であれば不動産賃貸で得た賃料を含めた売上が事業収入となるが、個人の場合は「事業所得」に該当する収入だけが事業収入と判断され、所得税法上で「不動産所得」とされる大家の不動産収入は除外される。そのためだけ不動産収入が減っても、個人は給付金を受け取れない仕組みとなっているのだ。

「株主投資と類似」
制度の問題点に対する指摘や不満は国に届いていないわけではない。通常国会では日本共産党の笠井亮議員が、梶山弘志経済産業大臣に対して「テナントの撤退や家賃の減免で収入が大きく減ったオーナーのような、主たる収入が不動産所得となっている個人事業主などが対象外となっている。新型コロナの第二波、第三波が懸念されている中で、対象に追加することを検討してほしい」と訴えかけた。

これに対して梶山氏は、対象に含めない理由について、「個人の不動産業は」資産運用という点で株式投資と類似することを挙げていた。つまり他の事業とは違い、不動産業は事業というよりも投資的な側面があるため、給付目的にそぐわないという見解を示したことになる。

だが個人家主と違い、たとえ小規模でも法人として営んでいるというだけで対象になることを考えれば、「個人で営んでいる人を一律に支給

対象から除外するのはおかしい（森松税理士）」という意見が出てくるのは当然だろう。地主が不動産管理専門の法人を設立して所得税や相続税の節税につなげるという手法は古典的ともいえるものだが、手間や税負担など様々な要素を踏まえて個人経営を選択した大家もいるはずだ。コロナショックからの再起を図るための給付金を、「法人化しない」と判断したことだけで受け取れないのだから大家の不満は募る。

現時点で給付金の計算の対象から外れる不動産収入は、不動産所得に該当するものとなっている。すなわち、不動産所得として申告していた収入が、事業所得や雑所得に該当するものであれば、給付を受けられるということになる。不動産賃貸の収入は基本的に不動産所得となる一方で、民泊や賄い付きの下宿の収入であれば事業所得や雑所得にもなる。しかし民泊を営んでいる人が誤って不動産所得として申告していることは多い。昨年度の確定申告書を確認し、実は事業所得として申告すべきものがあれば、修正申告をしたうえで給付金を受け取ることが可能となる。

多くの場合に設備投資や借入が必要という点で、不動産経営は他の事業と大きく変わりはない。不動産所得という区分について、事業所得もしくは雑所得に統合すべきという見解は、例えば2008年に税務大学の教授がまとめた論文などでも見ることができ

る。不動産所得だけ給付金の対象から外れている現状は不合理ということになる。政府は、現実には苦しい生活を強いられる家主が一刻も早く支給できる措置を講じるべきだ。

持続化給付金をめぐり、個人家主から不満の声が上がっている。同じ不動産業でも法人は支給できるのに対し、個人経営の大家さんは受け取れない仕組みとなっているためだ。国は対象から除外している理由として、個人による不動産経営は「株式投資等と類似する」ことを挙げており、事業継続のために支給する給付金の目的にそぐわないと判断している。だが、全ての不動産業が単なる投資というわけではなく、生活の糧としている人もいる中で、個人家主を一律に対象外とすることを問題視する専門家も多い。苦しい生活を強いられる家主を支える制度への見直しを求める声が高まっている。

所得区分で明暗

「家賃収入を生活の糧にしていた大家が、収入の大幅減で苦しい暮らしを強いられる。それなのに、給付金を受け取れないというのはおかしい話」

岡山市の森松秀人税理士のもとには、給付金を受け取れない個人家主から悲痛な声が寄せられている。借主の収入が大幅に減少し、家賃の減額要請に応じざるを得ない大家が多いそうだ。大家が受け取れない給

付金とは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売上が減少した事業者を対象とした「持続化給付金」だ。売上が前年同月と比べて50%以上減った場合に、個人事業者なら最大100万円、法人なら200万円を受け取れる。

この給付金の対象となる業種について、経産省の資料では「農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種」と記載している。だが幅広いはずの対象業種に、個人の不動産業は含まれていない。



税務署は必ずやってくる!?

と私用の線引き

要注意

社用



高所得者や富裕層を対象にした税務調査は、一般的に国民感情をさほど刺激しないとされる。そのため税務調査が今後再開される際には、前澤氏と同様、社長の「公私混同」が狙われる可能性も十分にあると言えるだろう。

でも利用していたにもかかわらず、グーニーズの申告書に利用料分の金額が計上されていなかったというものだ。会社の所有物を私的に利用すると、個人に経済的利益があったとみなされ、たとえ金銭を受け取っていないだけでも報酬として税務処理しなければならぬ。役員への報酬は通常、1カ月ごとに同額を支給するなど一定の条件を満たさなければ会社の損金にできないため、グーニーズが会社の経費として処理していた5億円分が前澤氏の利益とみなされ、法人所得から差し引ける損金とは認められなかったと見られている。

税務署は必ずやってくる!? / 要注意 社用と私用の線引き



コロナショックで税務調査が事実上ストップするなか、ZOZO創業者の前澤友作氏が会社のジェット機を私的に使用していたとして、東京国税局は5億円の申告漏れを指摘した。公表されたのは緊急事態宣言が全面解除となった直後のことだ。全国的に経済活動が停滞するなかで、経営者による「公私混同」は国民感情を極力刺激せずに行える数少ない税務調査の項目といえるだろう。前澤氏のようなジェット機をめぐる調査は珍しいが、社用と私用の用途の線引きは事業者なら押さえておかなければならないことだ。改めて整理しておきたい。

「容赦しないぞ」という意思表示

新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴う外出の自粛要請を受け、税務署は税務調査を控えている。納税者と国税職員の直接的な接触を極力減らして感染を防止するという側面に加え、全国的に納税者が厳しい状況に置かれているなかで、税務調査をするのは酷という国民感情を推し量ったためとも言われている。税務調査の減少に伴い、例年であれば確定申告期に公になることが多い著名人の脱税や申告漏れのニュースも、今年

は大きなニュースとして報じられることはなかった。そんな中でも大々的に報じられたのが、前澤友作氏の「公私混同」による申告漏れだ。金額も含めて内容が明らかになったのは、政府が緊急事態宣言を全面解除したわずか2日後のこと。「このタイミングで情報が公になったのは、国税当局の意思表示である」とも取れる。「宣言解除後の当局は容赦しないぞ」ということだろう。税務調査を徐々に再開させていくという思惑があるのではないか」（都内の国税OB税理士）という見方もある。

社有車でも同じこと

前澤氏の場合は「社有機」という聞き慣れない言葉で報じられ、一般の感覚からすれば別の世界の話にも思えるが、「社有車」に置き換えれば多くの経営者に当てはまる話となる。社有車に関する費用は原則、減価償却資産として購入費を数年にわたって経費にでき、またガソリン代、保険料、車検代、メンテナンス代、高速道路利用料など様々な費用も損金にすることができ、

ただし、あくまでも事業用として使うことが大前提だ。前澤氏のように社長がプライベートで使っていたと税務署に判断されてしまうと、経済

的利益に該当する金額分が社長への臨時の役員報酬とみなされ、損金算入は否認される。さらに社長自身も臨時報酬を受け取ったとして所得が上積みされるので、税負担が増えることとなる。

社有車の費用を経費にするには、事業に使ったことを税務署に証明できるようにしておく必要がある。最もオートドックスな方法は、運転日報を残し、その記載内容と走行距離メーターの数字に齟齬が生じないようにすることだ。また事業以外には使っていないことを証明するため、社有車に社名をペイントすることも考えられる。ただフェラーリやベンツなどの高級車を社有車としている場合は社名の印字はそぐわないかもしれない。

反対にプライベートで使っているのではないかと税務署に疑われやすいのは、車庫証明取得の際の保管場所を経営者宅にしているケースだ。また、従業員が少ないうちに保有台数が多かったり、嗜好性の高い改造をしていたりすると、経営者の私物とみなされるおそれがある。

社有車以外にも、社用と私用の線引きで税務当局と争い

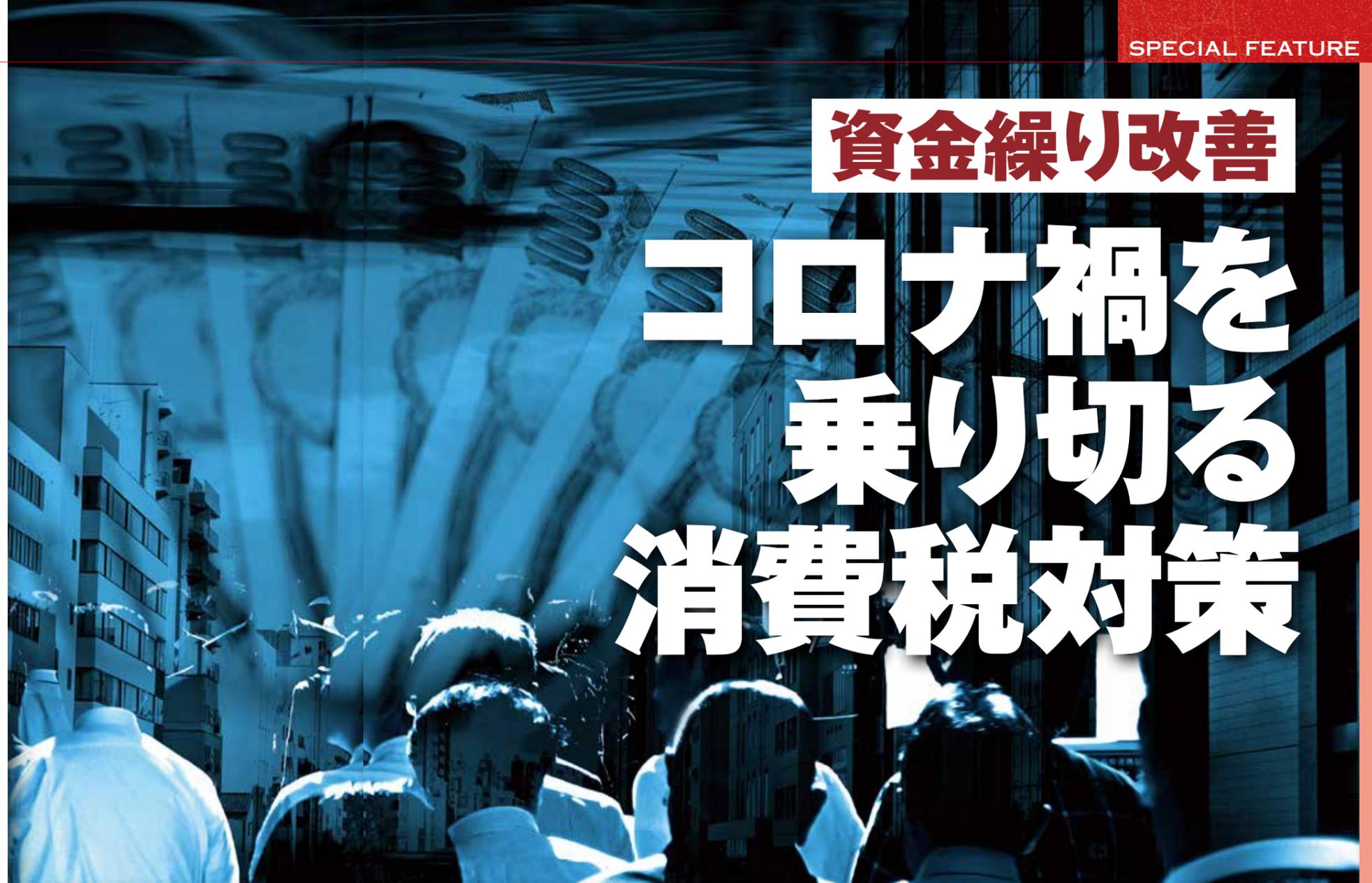
になりやすい費用として、飲食、クルーザーや別荘、社宅、旅行（出張）などがある。これらの費用も社有車同様に、経費化の境界線は「公私のどちらに該当する費用か」ということだけだ。キャバクラやスナックといった夜の店の費用も、仕事に必要な支出であることを説明できれば、一定額まで経費で落とすことができる。

このほか、感染拡大防止のためのマスクのまとめ買いの費用も、個人が使うとはいえず、従業員の感染によって事業を停滞させないことが目的の支出と言えるので、基本的に役員やスタッフの給与とはならず経費とすることが可能だ。また、取引先や自社不動産の借り手などの関係先がマスク不足で業務に支障が出る場合のマスクの提供は、購入費用や送料を一定額まで損金にすることが認められている。

悪質な脱税や所得隠しは問題外として、うっかりミスや国税当局との見解の相違による申告漏れほどの事業所でも起こり得る。社用と私用のどちらに該当する費用であるかという判断は誤りが生じやすい部分なので、慎重に税務処理をするようにしたい。

資金繰り改善

コロナ禍を 乗り切る 消費税対策



企業の節税策といえば法人税を対象としたものが多いが、赤字でも納付義務のある消費税の対策こそキャッシュフローが枯渇するときには最優先で取り組まなければならない課題といえるだろう。通常国会で成立した「コロナ対策税制」も駆使しつつ、仮決算による納税制度や課税方式の選択の特例などの措置を活用してコロナショックを乗り切りたい。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で多くの企業がキャッシュフローの悪化に苦しんでいる。仕入れや給与を支払うための資金を確保できなくなったなら、まさに死活問題だ。

現金の確保が喫緊の課題となつている中で、支出を抑えるための税金対策の重要性が増している。特に、売上が減少している時期に大きな効果を上げるのは、黒字であるか否かにかかわらず課税される消費税の対策だ。

政府は新型コロナウイルスの影響で経営が悪化した事業者の税負担を軽減するための「コロナ対策税制」を施行したが、このうち消費税関連では「納税猶予の特例」と「課税事業者・免税事業者の事後選択制度」

が盛り込まれている。

納税猶予の特例は、キャッシュフローのさらなる悪化を抑止するため納税の時期を1年後まで先延ばしできる施策だ。通常、納税猶予にあつては担保の提供と年間1・6%の延滞税が必要となるが、特例では両方とも不要とされている。そのため消費税分の金額の融資を無担保・無利子で受けたのと同じキャッシュフロー改善効果が生じることになる。

納税猶予と 事後選択制度

適用の条件は、①収入が前年同期比でおおむね2割以上減つている、②半年間の事業資金を確保できないなど一時

は、コロナ対策税制が施行される前から使えた消費税対策を見逃さずに適用するようしたい。

中間申告で仮決算

さらに、コロナ対策税制の適用要件を満たしていない事業者が利用したい消費税対策が、事業年度開始から半年後に行う仮決算による「中間申告」だ。中間申告は今期の納税予定額を算出してその半分を納めるというもので、通常は前年度の税額の半額を納めることになる。しかし今期に大幅なマイナスが見込まれる事業者は、半年分の実績で仮決算を行い、その結果に基づいた税額で納税することが認められている。

仮決算が赤字ならその時点で納税する必要はない。最終的に確定申告で本来の税額に合わせることでトータルの税負担は変わらないが、決算の半年後の税負担が減るので、キャッシュフローの改善効果は大きい。ただし、仮と違っても確定申告と同じように決算業務をして確定申告書を作成しなければならぬため、税理士に依頼すると通常の顧問料や決算報酬とは別に料金

の納税が困難と認められる——の2点で、大企業優遇傾向の近年の税制では珍しく中小企業の負担を減らすものと言える。

仮に特例の減収要件を満たせないときは通常の納税猶予を申請すればいい。延滞税と担保は免れないが、1年間税金を納めずに済むためキャッシュフローの改善効果は大きいはずだ。国税当局は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえて猶予の申請に柔軟に対応するとしているため、資金繰りが悪化していれば申請を検討する余地はあるだろう。

一方の「課税事業者・免税事業者の事後選択制度」とは、通常であれば事業年度が始まる前に提出しなければならぬ消費税の課税事業者選択届

出について、事業年度終了後の提出を認めるという措置だ。一定期間の収入が前年同期で50%以上減少している事業者が対象で、事業年度が終わってから2カ月以内に届け出れば、免税事業者から課税事業者になることや、逆に課税事業者から免税事業者になることが認められる。そして、本来は一度選択すると2年間は課税事業者を続けなければならぬが、翌課税期間で免税事業者に戻ることもできる。

事後選択制度が効果を発揮するのは次の2つのケースと考えられる。ひとつは設備投資を予定していた免税事業者が還付を受けるために課税事業者となったものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業計画の変更で設備の購入自体を

取りやめ、還付の対象ではなくなったようなケース。免税事業者に戻ることで消費税を支払わずに済む。

もうひとつは、新型コロナウイルスの影響で課税売上が激減し、その額を課税仕入れが上回ることとなった免税事業者のケースだ。この場合、課税事業者に変更することで差額分の還付を受けられるようになる。

今回新たに設けられた納税猶予の特例と課税事業者・免税事業者の事後選択制度は、一定割合以上の減収を適用要件としているため、収入の減少がある程度抑止できている事業者は恩恵を受けられない。そのため、キャッシュフローが悪化しているにもかかわらず特例を適用できない事業者

が発生することが多く、その支払いも含めて損得を考える必要がある。

また災害の被害を受けた事業者は、ケースによっては原則課税方式と簡易課税方式の切り替えによって税負担を減らせることがある。

簡易課税方式は、業種に応じた仕入れ率を乗じた額を仕入れ分の消費税として計算できる制度で、原則通りに課税売上から課税仕入を差し引いて計算するより税負担が軽くなることがある。課税方式の選択は通常であれば事業年度が始まる前に行う必要があるが、新型コロナウイルスの蔓延を含めた災害の被害を受けた事業者は、被害の影響が収まってから2カ月後までに届け出れば変更が認められる。事業年度の開始前には予期できなかつた売上の激減によって現行の課税方式が不利なものとなつている事業者は、課税方式の変更の特例を利用することが必須と言える。

昨年10月の増税で消費税の負担が増したが、新型コロナウイルスの感染拡大によってその重みがさらに増している。あらゆる策を講じて税負担を軽減し、事業継続を図るようしたい。

銀行融資は借り得？

据置期間が異例の長期化

数カ月から1年程度が一般的だった元本の返済猶予期間（据置期間）が、コロナ禍の融資では5年間という長期の契約も結ばれるようになってきている。猶予によって返済の時期を遅らせることができれば当面は負担がなくなるが、注意が必要なのは期間後の支払額が重くなる可能性があることだ。過去には、災害発生に伴う借入れの据置期間が終わった後に、返済の重負担に耐え切れず倒産した事業者もあった。融資を受けるとき、返済猶予期間を意識したか否かで事業者の資金繰りが大きく変わることになりそうだ。

5年の据置期間も

金融機関が元本返済を猶予する期間は「据置期間」と呼ばれ、設備資金や創業資金を借り入れる際に、1年以内で契約することが通例となっている。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で多くの事業者の資金繰りが悪化しているなか、被

害を受けた事業者を対象とした特別融資などでは、通常と比べて長い据置期間で契約が結ばれている。中には5年という異例の長期契約を結んでいる事業者も出ている。

金融機関としては、据置期間が長期になるほど資金の回収が遅れるので、できる限り短い期間にしたいという本音



がある。金融コンサルタントの上田真一氏（広島市）はその点について、「そもそも5年後まで新型コロナウイルスの影響が及ぶとは限らない。2〜3年後に収束して返済できる財務状況になる可能性もあるのに、銀行としては4年や5年の長期の契約を結ぶ必要性を感じにくい」というのが金融機関の本心ではないかと推察する。しかし国から度重なる要請を受けたため、5年を限度に長期の返済猶予を認めざるを得ない状況になってきたというのが実情であるようだ。

これは、国の判断次第で据置期間の長短が変わっていくことを意味する。すなわち新型コロナが収束して長期の据

返済期間の延長も忘れずに

置期間は不要と国が判断すれば、以前のように短い期間での契約しか結ばなくなるといふことになる。そのため当面の支払いが困難な事業者は、今のうちに借り入れておかないと、長期の据置期間で契約できなくなる可能性がある。

ただ注意が必要なのは、据置期間を設定する際には、あくまでも元本の返済が一定期間猶予されるだけという点だ。期限が過ぎた段階で返済の負担が重く押し掛からないように考慮したい。

東日本大震災では、今回の

くるのだろうか。

6年で返済する契約で720万円を借り入れていた場合、据置期間がなければ、元本分の毎月の返済額は単純計算で10万円（ $720万円 \div 72$ カ月）となる。この契約で1年の据置期間を設定したとすると、1年目の支払いはゼロになるが、2年目から6年目までの5年間の返済額は毎月12万円（ $720万円 \div 60$ カ月に引き上がった）してしまう。

後々の負担を減らすには、据置期間だけではなく、完済するまでの期間（返済期間）についても長期の契約とするほかない。その実例として、コロナ関連融資に関する金融庁の報告書には、既存の借人について据置期間を2年から5年に延長したうえで返済期間も10年から15年へと延ばすことができた事業者の例が紹介されている。やはり、通常時と比べて長い据置期間を設定しやすくなっているのは間違いない。

金融庁の報告書には、3カ



月までなら無審査で据置期間と返済期間の延長を認める金融機関や、2年以内であれば本部の決済を経ずに支店長専決権限で猶予を認める金融機関があることが報告されている。数カ月から2年程度であれば本格的な審査を経ないで元本の返済猶予を受けられるようになってきている状況だ。

感染拡大の影響で当面の資金繰りに不安がある事業者は、通常時の融資の常識にとらわれることなく、長期の据置期間・返済期間など有利な条件で契約できる現状を認識し、銀行と交渉に臨むようにしたい。

前年比べて著しく収入が減った場合には、一度納めた税金を取り戻す「繰戻し還付」制度を利用できる。しかし、それが例えば自身の不倫を原因とする収入減や、賠償金支払いによる納税資金不足であっても、問題なく制度を使えるのだろうか。新型コロナウイルスの感染拡大によって資金繰り難にあえぐ事業者が続出するなか、不倫問題で世間を騒がせたアンジャッシュ渡部の事例を基に、税金の「取り戻し」制度について理解を深めてみたい。



も業務の一環として認められる可能性が高い。活動自粛の間に足繁く名店に通い、その支出を損金として計上すれば、「赤字」を作り出せるかもしれない。つまり渡部が「純損失の繰戻し還付」を使える可能性はあるといえる。

もっとも「繰戻し還付」制度自体は、今年に入って収入が激減して手元資金に困っているという人が使う制度だ。その手元資金を費消してまで、あえて赤字を作り出す必要はないだろう。仮に赤字があったとしても、還付を受けるより復帰後の所得増に備えて「純損失の繰越控除」制度のほうを使いたいと考えているのではないか。

スキャンダルの代償は3億円?

そして今回の渡部の不倫問題とカネについて考える場合、避けては通れないのが「賠償

金」だ。近年、東出昌大やベッキ、また不倫問題ではないが沢尻エリカやピエール瀧の不祥事など、有名芸能人のスキャンダルによって、出演予定だった番組や映画に大きな穴があくケースが相次いでいる。そのため、最近の芸能界の契約書は、内容が非常に厳格化され、本人の落ち度によるスキャンダルが発覚した際には、数千円から数億円もの賠償金を設定することも珍しくない。

そうした風潮のなかで発生した渡部の不倫問題に対しては、業界からも驚きと失望の声が多いというが、売れっ子だった渡部が負うべき賠償金は、一説によれば3億円を下らないという。渡部が売れっ子芸能人でこれまでの貯蓄があるとはいえず、3億円の負債が重くないわけがない。

そこで、この3億円を赤字として「純損失の繰戻し還付」を受けられないではないかと

不倫芸能人も使いたい?

納めた税金の繰戻し還付制度

コロナで収入激減 税金を取り戻す方法

お笑いコンビ、アンジャッシュの渡部建(47)の不倫問題が、世間を騒がせた。佐々木希さん(32)という妻がありながら複数の女性と不倫関係にあったことを「週刊文春」が報道すると、本人はその事実を認め、司会を担当するテレビ番組などに出演自粛を申し入れた。不倫相手が複数人いたこと、妻の佐々木さんが育児中であつたこと、折しも新型コロナウイルスの流行を受けた自粛期間中であつたことなどから、それまで好感度の高かつた渡部に対する世間の評価は急落し、今は復帰の時期を語ることにすら許されていない状況だ。

渡部は本業のお笑いに加えて、情報番組の司会、グルメ評論など幅広く活躍していた「売れっ子」だった。これまでの年収もおそらく数億円を下らないが、それらが全て活動自粛となり収入がゼロに近づくのだから、本人の不安は尋常ならざるものだろう。では渡部の収入の激減を税金面から見ると、どのような影響が考えられるのだろうか。

渡部は芸能事務所「人力舎」

考えるが、それは問屋がおろさない。繰戻し還付はその名の通り、対象となるのはあくまで「純損失」だ。この純損失とは具体的に、事業所得、不動産所得、山林所得、総合譲渡所得から生じる損失を指す。

そして賠償金は、業務中に発生した非過失の交通事故の賠償金などを除き、事業所得上の損失には含まれない。もちろん、業務と関係ない場面での出来事に対する賠償金も対象にならない。渡部については、新型コロナウイルスの自粛期間中の六本木ヒルズデートが業務に関係しているというのは、あまりに苦しい言い訳だろう。出演自粛によって収入が激減するなかでも、数億円の賠償金を支払う以外になさそうだ。

そんな渡部に、住民税の負担が追い打ちをかける。所得税と異なり、住民税の税額は前年の所得を基に算出される。つまり現在の収入がどれだけ減つていても、前年の高所得に対する多額の税金を納めなくてはならない。そして住民税に繰戻し還付のような制度はなく、減免制度はあるものの前年の収入による利用制限があつて渡部が使えるようなものではない。こちらでも渡

部に所属していて、形としては個人事業主とみられる。つまり納めているのは所得税だ。前年分の税金については、新型コロナウイルスの影響による確定申告期の延長などがあつたものの、おそらくは既に確定申告を済ませて、納税も完結しているはずだ。そうなると同前年までの高年収にかかる所得税の納税資金に対する不安はないといっているだろう。

とはいえスキャンダル以降の収入減を考えれば、できれば納めた税金を一部でも取り戻したい。そこで思い浮かぶのが、所得税の「純損失の繰戻し還付」制度だ。同制度は、前年に黒字で税金を納めた事業者が、今年に赤字になつてしまったという場合に、その赤字の範囲内で納めた税金の還付を受けられるというものである。

彼に対する社会の厳しい視線を踏まえると、ほぼ年内復帰はないといっている。つまり収入はこのまま上がらず、今年の年収はかなり厳しいものとなる可能性がある。一方で、渡部は芸能界きつての食通として知られ、グルメ関連の仕事も多く持っていたため、都内の飲食店を食べ歩くこと

事業の立て直しに 制度をフル活用

税の「取り戻し」制度は、当然、コロナ禍のような避けられない理由によって収入が減つた事業者が対象となつている。渡部は完全に「身から出た錆」であるため制度の対象外となつても同様の余地はないが、現在のコロナ禍によって苦しんでいる事業者は、「純損失の繰戻し還付」や「純損失の繰越控除」、住民税の減免制度などをフルに活用して、負担を少しでも減らしたいところだ。

個人事業主だけではなく法人にも「法人税の繰戻し還付」「欠損金の繰越控除」などの制度がある。法人税の繰戻し還付については新型コロナウイルスの感染拡大を受けて要件が緩和され、資本金10億円以下の法人まで対象が拡大されている。コロナで経営に深刻なダメージを受けている企業は顧問税理士と相談のうえ、使える制度をすべて使って事業の立て直しに全力を尽くしたい。

金融機関ネットワークで
事業の引継ぎをサポート



事業引継ぎ.net

全国の金融機関ネットワークを活用した
第三者への**事業承継**プラットフォームです
(買収・売却どちらでも利用可能)

買収 希望の場合
希望条件を登録すると、
売却案件をレコメンド!

売却 希望の場合
条件を登録すると、全国の
買手からオファーが届く!

金融機関担当者が
貴社の事業承継を
バックアップ

登録企業は金融機関の
紹介企業のみなので
安心

各種交渉や手続きも
金融機関担当者が
サポート

こんなことで **お悩み** ではありませんか?

- ✓ 事業は継続したいが、**後継者がいない**
- ✓ 事業の**選択と集中**をしたい
- ✓ 事業承継したいが、**個人保証**がネック
- ✓ 上場以外で **創業者利益**を得るには?
- ✓ 成長スピードを速めたいが、**資本力が追いつかない**

仕組み 全国の金融機関ネットワークを
活用してマッチングへと導きます!!



お悩みを解決したい方はお問合せください

お問合せ

☎ **03-6264-9378** ✉ **hikitsugi@incgrow.co.jp**

(平日10:00~17:00)

(24時間受付)

インクグロウ株式会社 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 2-7-1 野村不動産日本橋本町ビル1F



(株)エー・ディー・ワークスの不動産小口化商品「ARISTO」

(東証一部上場会社(株)ADワークスグループ グループ会社)

あなたも **500万円** から新築ビルの不動産投資

ARISTO高円寺

東京主要路線JR中央線「高円寺駅」から「徒歩1分」の
「新築店舗ビル」に「小額から投資が可能」な商品です。

稼働率
100%
(2020年8月10日現在)

新宿駅へ **7分** 直通
東京駅へ **20分** 直通

竣工時 建物写真(2019年12月撮影)

※JP中央線「高円寺」駅からの快速利用時
※電車所要時間は平日昼間の所要時間です。曜日・時間帯等により多少異なる場合があります。 高円寺/バル商店街

どこでも
お気軽に!
アプリ不要!

オンライン個別案内会
随時開催中

「QRコードまたはフリーダイヤル」より
お申し込みください。

アリスト高円寺 🔍 検索



<https://www.re-adworks.com/business/aristo/>

■**注意事項** ●本商品の契約の種別は不動産特定共同事業法第2条第3項第1号に掲げる不動産特定共同事業契約(民法上の任意組合契約)となり、不動産特定共同事業者であるエー・ディー・ワークスは不動産特定共同事業の当事者となります。●本資料には、有価証券や投資商品に投資するか否かの判断をなすのに必要と考えられる、リスク、運用会社の報酬、利益相反等の重要事項の開示が不完全であり、いかなる有価証券や投資商品の販売、ならびに投資勧誘を意図するものではありません。●各組合員からの出資金に関する元本保証はされません。●組合事業の損失によっては、当初元本を超えて責任を追う可能性があります。●本資料に記載されている内容は、事前連絡なしに変更されることがありうる他、市場環境の変化や法制・会計制度・税制の変更、前提としている個別具体的な事情の変更により影響を受けることがあります。●本資料に記載された条件等はあくまでも仮定的なものであり、また本資料はかかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。●投資判断にあたっては、不動産特定共同事業契約成立前交付書面等を入手熟読され、十分にご理解された上で、必要に応じて、独立ファイナンシャルアドバイザー、顧問弁護士、顧問税理士等に意見を求めるなどし、自らのご判断で行ってください。

■**対象物件** ●ARISTO高円寺●所在地/東京都杉並区高円寺南三丁目58番22号(住居表示) 東京都杉並区高円寺南三丁目983番8(地番)●交通/JR中央・総武線「高円寺」駅徒歩1分●土地面積(実測)/181.54㎡(54.91坪)●延床面積/433.09㎡(131.00坪)●構造・規模/鉄骨造・地上3階●竣工/2019年11月●稼働率/100%(2020年8月10日現在)●土地権利:所有権●地目/宅地●用途地域/商業地域●建ぺい率/80%●容積率/500%●現況/賃貸中●引渡/組合組成予定日と同日●取引様態/売主●広告有効期限/2020年9月末

■**商品概要** ●募集総額/12億円(税込)●募集総口数/1200口●満室時想定表面利回り/4.24%●満室時想定配当利回り/3.61%●組合組成予定日/2020年12月25日●予定運用期間/15年●申込単位/1口100万円(5口から)●支払期日予定/2020年12月18日●財産管理報告/投資家の皆様に「財産管理報告書」を年に一度、2月に送付●計算期間/1月1日から12月31日。但し、初回の計算期間は本組合組成日から2020年12月31日まで●必要経費/出資時には、出資金のほか出資分に当たった不動産取得税、印紙税等の支払いが必要です。詳細はお問い合わせ下さい。●権利の種類/出資に応じた金銭出資持分●1口当たりの金銭出資持分/1200分の1

※記載の商品概要は次の注意事項に基づいています。①予定表面利回りとは賃料収入÷売買代金(税込)②予定分配金利回りとは分配金÷全投資コスト(税込)③賃料収入は現状の月額賃料×12ヶ月で算出④分配金は賃料収入から公租公課、維持管理費、修繕積立金、理事長報酬等を控除後の金額

ARISTO(アリスト)は、株式会社エー・ディー・ワークスが提供する不動産特定共同事業法に基づく不動産小口化商品です。



<事業主・売主>
株式会社 エー・ディー・ワークス
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル5階
不動産特定共同事業許可番号 東京都知事 第96号(2015年2月25日許可取得)

お問い合わせ先

☎ **0120-540-949**

営業時間:9:00~18:00(土日、祝日除く)

<https://www.re-adworks.com/>

日本で唯一の「税金の専門新聞社」が本気で選んだ

厳選 実力本位の 会計事務所



- | | |
|-----------------|----|
| ◆ 芦原会計事務所 | 26 |
| ◆ アレシア税理士法人 | 28 |
| ◆ OAG税理士法人 | 30 |
| ◆ JPA総研経営参与グループ | 32 |
| ◆ T・MACKS税理士法人 | 34 |
| ◆ 税理士法人東京会計グループ | 36 |
| ◆ 税理士法人早川・平会計 | 38 |
| ◆ 道下敏光税理士事務所 | 40 |
| ◆ 税理士法人MOVE ON | 42 |
| ◆ 税理士法人向田会計 | 44 |
| ◆ 吉岡マネジメントグループ | 46 |
| ◆ wish 税理士法人 | 48 |
| ◆ 岡野雄志税理士事務所 | 49 |

=順不同=

東京都文京区

決断し実行に移せる
アクティブな資産家限定の相続コンサルティング
芦原会計事務所
あしはら 孝充



事前対策に
本気で取り組み
「相続税評価額9割圧縮」

ざっくりとした計算です。あなたが仮に「100」の収入を得たとしても、所得税の最高税率は45%、住民税の10%と合計すると55%ですから、この時点でほぼ半分が税金でなくなります。

これとは別に、法人税の実効税率は約30%ですから、あなたの経営する会社の利益も3割が税金で持っていかれています。

しかし、税金の負担はこれだけでは終わりません。あなた個人は「100」の収入の

半分を所得税・住民税として納めたうえで、生活に必要な消費をします。そこには消費税の負担が待っています。加えて「第二の税金」といわれる社会保険料も支払わなければなりません。

それでも毎年「10」の財産を残したとします。仮に50年、コツコツと築き上げた財産が「500」になった時点で寿命が尽きてしまったら、今度は相続税です。

相続税の最高税率は55%。控除額などを無視して乱暴に言えば「500」の半分も税金でとられてしまいます。脱税して貯めた財産ではありません。真面目に納税したうえで

コロナ禍で
財政は大ダメージ
相続税・
所得税増税に現実味

蓄えた財産なのに、です。当事務所は、「どなたでもお気軽にご相談ください」初回相談無料「資産規模問わず」などとは申しません。ひやかし半分ではなく、相続対策に本気で取り組む資産家、決断し実行に移せるアクティブな富裕層に限り「相続税評価額を9割圧縮できる」合理的な手法をコンサルティングします。

コロナ禍によって国家財政が大きなダメージを受けた以



◀著書『EVA MONEY ミリオネアの思考軸』(A5判328頁・エヌビー通信社)／資本主義のメカニズムの根底にある「信用創造」に基づき、ベンチマークに連動した資産の価値が常に上昇する特徴を分かりやすく解説

上、所得税や相続税の増税はもはや「既定路線」といえるでしょう。企業経営者や開業医といった富裕層、そして土地・ビルオーナーなどの資産家は、ますます多大な税負担を強いられることとなります。

経営の現場では、費用負担の大きな設備や機械などを見直して無駄を省こうと努力しています。家庭でも同様に、省エネに高い関心を持つたり、生命保険を見直したりしています。

ならば、税という最大のコストについても無関心でいいわけがありません。しかし、難しい税金の制度を使って節税したところで、いった

いどのくらい得をしたのか、なかなか実感はわかないのも事実ではないでしょうか。

「いまや、
親の資産は100%
残せる時代になった」
(著書より)

黒字が出た期末に、慌てて会社のパソコンを新機種に買い替えたり、営業車を新車にしたりしたご経験はありませんか。

経営を第一に考える社長さんは、どうしても会社にとって必要なアイテム、事業を展開するにあたって役に立つ商品を優先的に購入しようとしてます。それは素晴らしい経営感覚ですし、正しい判断だと

言えるでしょう。

しかし、どうせモノを買うのなら、自分が欲しいと思つて気に入ったアイテム、あとあと資産になりえるアイテム、将来的に換金できる商品などをお買い求めになつてもいいのではないのでしょうか。

「いまや、親の資産は100%残せる時代になった」。私はエヌビー通信社から刊行した自著でこう書きました。繰り返しになりますが、「ひやかし半分ではなく、本気で相続対策に取り組む資産家、決断し行動に移せるアクティブな富裕層」に限り、この時代、実感できる合理的な手法をコンサルティングさせていただきます。

事務所データ

●事務所概要
1993年開設

●事務所の特徴
【コロナ禍での業務について】
現在、当事務所では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、完全テレワークを実施しております。このため、たいへん恐縮ではございますが、従来のように、きめ細やかな対応ができない状態となっております。コロナとの戦いが長期化しますと、テレワークの継続を余儀なくされますので、お客様に対して十分な対応ができない状態が続いてまいります。誠に申し訳ございませんが、コロナの感染状況が収束に向かうまでは、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます

●得意分野・業務実績例
相続税評価額の圧縮と資産価値向上を実現する資産組み換えサポート

●所属税理士会
東京税理士会小石川支部

パーソナルデータ

●略歴／慶應義塾大学大学院修了。
経営コンサルティング会社勤務を経て1993年、芦原会計事務所を開設。富裕層向けの税務コンサルティングに従事。租税訴訟学会会員。主な著書『EVA MONEY ミリオネアの思考軸』(エヌビー通信社刊)

事務所所在地

●芦原会計事務所
〒112-0003
東京都文京区春日2-19-12
小石川ウォールズ6階

ホームページ・アクセス

●URL <http://ashihara-kaikei.com/>



東京都新宿区

経営者と同じ視点に立って対策を提案
 税務の枠を超えて経営全般を総合的にサポート

アレシア税理士法人

代表社員税理士

たもとあきら
田本啓

アレシア税理士法人は「情熱・笑顔・努力」を理念に熱意と創造を集結し、顧問先の生涯を支え続け社会の繁栄に奉仕します。アレシアとはラテン語の「アレス」(翼)と「幸せ」(シア)を組み合わせた造語です。「お客様の翼となり幸せにする」「お客様と共に羽ばたき幸せになる」という想いと情熱が込められています。アレシア税理士法人は皆様の「幸せ」の実現を全力でサポートいたします。

で、経営者の皆様のご苦勞は計り知れません。当事務所では、これまでに国が打ち出した、いわゆる「コロナ対策税制」をすべて有効に活用し、顧問先企業様の税負担を可能な限り削減します。また各種の補助金や助成金についても情報を提供するとともに、迅速な申請をお手伝いいたします。また、雇用調整助成金についてのご相談にも応じています。

当事務所は、いわば「オーラルラウンド型」の会計事務所だといえます。顧問先の業種は建設、飲食、医療、ビルオーナー、不動産、プロスポーツ選手、各種学校法人など多岐にわたっています。また、お客様は東京・新宿の地元だけではなく全国に存在します。コロナの感染が拡大する以前から、お客様とはオンラインでやりとりしており、記帳指導もクラウドで実施しています。ウィズコロナの時代がやってくると思われていますが、当事務所では遠隔会議方式などでお客様との「対話」を図るとともに、顧問先のIT化支援を通じて業務の効率化をご提案しております。

ALESIA

TAX ACCOUNTING CORPORATION

な助言を行うことはもちろん、資金繰りに欠かせない経営計画(経営革新計画)を作成し、金融機関との交渉が有利に進むようアドバイスします。財務体質の改善によって強い経営を実現しましょう。

式の処理問題なども含め、自社株対策での豊富な実績がありますので、税負担的に有利な株価での引継ぎが実現できるようなアドバイスさせていただきます。また、後継者難はほぼすべての中小企業の課題となっておりますので、人材の育成や発掘についてもお手伝いします。さらには、業容拡大のためのM&Aだけにとどまらず、事業譲渡というかたちでのM&Aについても、タブー視せずにご提案します。

眠らせたままにしておくのはもったいないことです。経営資源ならばなおさらです。当事務所は身近な経営コンサルタントとして、お客様の「資本の集中と選択」の現状を洗い出し、これの改善に向けた実践的なご提案をいたします。事業と運用とで増やした財産については、次代に少しでも多く託すために、事前の相続対策が欠かせません。生命保険の活用、収益不動産の購入、資産の組み換え、生前贈与、自社株対策など、事前に対策しておかないければならないことは山積して

います。現金・預金や有価証券、金地金をはじめとする貴金属など、資産にはいろいろな種類があります。しかし、相続財産全体の約5割を占めているのは土地です。「日本の相続対策は土地対策にほかならない」と言われるゆえんです。土地対策には時間がかかり、うまくいかないと相続税の納税資金を確保するために売却しなければならぬ事態に陥ってしまいます。遺言を書くだけでは相続対策とは言えません。ぜひ、当事務所にご相談ください。

事務所データ

- 事務所概要
 - 2015年開設
 - スタッフ12人(うち税理士・公認会計士5人)
- 事務所の特徴
 - 【アレシア税理士法人の5つの特徴】
 - ①低料金：IT化・クラウド化によるコスト削減により記帳や決算などコストを抑えたいお客様にも対応、②節税対策：すべての顧問先に対し決算対策検討会を実施。お客様のご要望に応じ効果的に節税対策を提案、③資金繰り対策：日頃から金融機関と情報交換。金融機関との交渉や紹介、融資に有利な決算書の作成など様々なノウハウを提供、④税務調査：税務調査の際に必ず事前に想定される指摘項目について社内検討会を実施。経験豊富なスタッフが調査に立ち会いご満足いただける結果を約束、⑤専門家とのネットワーク：各専門家とのネットワークはもちろん、店舗展開や不動産投資などを検討されているお客様には専門の不動産業者を紹介サポート
- 得意分野・業務実績例
 - 会社設立、起業・創業支援、医療・飲食・建設業等法人税務、スポーツ選手税務、業務効率化・IT化支援、相続、事業承継、M&A、保険・年金コンサル、各種助成金申請、資金繰り支援、経営改善計画書作成、税務調査対応
- 所属税理士会
 - 東京税理士会新宿支部

パーソナルデータ

- 出身地/埼玉県川口市
- 略歴/サービサー(債権回収管理総合事務所)にて債権・不動産を中心としたコンサルティング・登記関連サービスに従事。都内会計事務所にて法人様、個人事業主様、経営者様の決算及び申告(節税対策・税務調査対応・独立開業支援業務を含む)並びに相続税・贈与税申告業務を経験。2015年アレシア税理士法人設立、代表社員税理士就任。クライアント様がより経営に集中できる環境を第一に考え、会計・税務の枠を超えた総合的なご提案とキャッシュリッチになるための資金繰り分析・実行コンサル支援が好評を得ています。主な著書「賢く正しく節税する！会社経営者であれば知っておきたい節税のイロハ」(共著)

事務所所在地

- アレシア税理士法人
 - 〒160-0022 東京都新宿区新宿6-7-1
 - エルプリメント新宿202号
 - 電話：03(5362)3750 FAX：03(5362)3751

ホームページ・アクセス

- URL <http://www.alesia.jp/>
- E-mail [tamoto@alesia.jp/](mailto:tamoto@alesia.jp)
- アクセス/東京メトロ新宿三丁目駅 徒歩7分、JR新宿駅徒歩15分



AKIRA TAMOTO

HIDEO TSURUI

OAG税理士法人 代表社員税理士 鶴井秀雄

事務所データ

●事務所概要

1988年5月創業
2007年1月税理士法人に組織変更
2015年10月本店所在地を市ヶ谷に移転
スタッフ434人（OAGグループ全体）

●事務所の特徴

複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、
税務・労務・法務等の卓越した専門家が
連携し、時代の変化に柔軟で高品質なプ
ロフェッショナルサービスを提供

●得意分野・業務実績例

事業承継、相続税対策、医療法人、連結
納税、IPO支援ほか

●所属税理士会

東京税理士会、関東信越税理士会、近畿
税理士会、名古屋税理士会、九州北部税
理士会

パーソナルデータ

●生年月日／1957年8月20日

●出身地／愛媛県

●略歴／大学卒業後、一般事業会社の経理
部門に勤務したのち、大栄経理学院（現：
株）リンクアカデミー）にて日商簿記1級、
簿記論、財務諸表論の専任講師を務める。
2001年、太田・細川会計事務所（現：
OAG税理士法人）に入所。法人税部、
経営企画部を歴任。株式公開や数多くの
企業再編案件を手掛ける。OAG税理士
法人の大阪支店長とグループ会社で一部
上場企業のコンサル、内部監査を実施す
る株）OAGビジコムの代表を経て、2015
年より現職

●セミナー実績（講演テーマ）／『オーナー
のための事業承継対策』『今からできる相
続対策/事業承継対策』『不動産管理会社
を使った節税スキーム』ほか

事務所所在地

●OAG税理士法人

〒102-0076
東京都千代田区五番町6-2
ホームートホライゾンビル
電話：03(3237)7500 FAX：03(3237)7510

ホームページ・アクセス



- URL <https://www.oag-tax.co.jp/>
- E-mail info_tax@oag-tax.co.jp

税理士法人を基点とした
ワンストップサービス

OAG税理士法人は、総合
事務所として幅広い事業領域
を持ち、医療法人に特化した
チームや、相続税の生前対策
に特化したチーム、資本政策
に特化したチームなど各分野
のスペシャリストが在籍して
います。
また、このスペシャリスト
たちは、グループ12社のそれ
ぞれの強みを把握しており、
スムーズな連携によるワンス
トップサービスをご提供して
います。
事業承継であれば、OAG
税理士法人とグループ内の経

営支援の専門チームが連携し
て多様なケースに柔軟に対応
しています。

具体的には、OAG税理士
法人にて自社株式の評価や後
継者への移転コストの抑制、
事業承継税制の活用などを検
討していきます。最近では少
数株主対策のニーズが高まっ
ていますので、分散した株式
の集約や買取り、整理方法も
ニーズに合わせて対応してい
ます。このような財産の承継
に必要な提案は、創業30年
超・年間850件以上の相続
税申告で培ってきた財産に関
わるノウハウや経験値を最大
限に活かして最適な解を導き
出しています。その後、情報

創業30年超と
お客様のニーズを
追求した実績

OAG税理士法人は、お客

様が本来持っている力を最大
限に活かすためには何ができ
るのかを追求し、お客様の期
待を超えるサービスを提供し
続けることで創業30年を迎え
ることができました。
時代の変化に伴い、お客様
の多様化するニーズに定める
ため、お客様に寄り添うこと
で事業の幅を広げました。
個人・法人の規模は問わず、
「お客様の成長を支援し、カ
チあるものを創る」ことを
理念に、高品質なサービスを
提供し続けています。
OAG税理士法人は、今後
も長年培われたノウハウと柔
軟性を活かし、お客様のニ
ーズに添えていきます。



代表社員税理士

鶴井秀雄

東京都千代田区

OAG税理士法人

事業承継をオーナーの個人資産と経営の両面から
支援する総合事務所

事業承継を進める
大切な2つの視点

オーナー企業の経営者の方
々がいざ事業承継を進めよう
と思っても、様々な課題が
原因となり止まってしまっ
とがあります。その中でも課
題として多くあげられるのが、
誰に事業を承継させるのか、
オーナーの資産をどうしてい
くのが良いのかなど、意外に
も基本的な内容を決められて
いないことです。

そんなとき「財産の承継」と
「経営の承継」という2つの
視点で見えていくことが大切
になります。
まず「財産の承継」では、

お客様の家族関係を明確にし、
しっかりと掘り下げ、その後、
誰に何を引き継がせたいのか、
という具体的な話を進めます。
事業承継がスムーズにいける
は家族内の会話ができてい
るケースであり、逆に難航す
るのは経営者が自分の頭の中
だけで考えているケースがほ
んどです。そこで、事業承継の
ご相談をいただいた際には
できる限り承継をする側とされ
る側の双方に同席をお願いし、
細かなヒアリングから最適な
対応を導き出しています。

次に「経営の承継」では、
事業承継後に事業を引き継い
だ方が円滑に事業展開を行い、
経営を安定させていくために

は、事業承継の前に今後の事
業成長予測や経営管理体制の
強化などをしておくことが大
切です。また、事業承継は親
族内で行うことだけが最善と
は限らないため、親族内承継
だけでなくM&Aなど外部へ
承継することも想定し、現状
と課題を多視点から見えてい
くことで新しい気づきが生ま
れることも多く、事業承継を成
功させるためには欠かせない
対応です。

事業承継の成功にはオーナ
ーの想いを形にするだけでな
く、多面的な視点から最適な
解を一緒に導き出していくパ
ートナーの支援が必要不可欠
です。



JPA総研経営参与グループ 代表・法学修士・税理士・社会保険労務士・行政書士 神野宗介

事務所データ

- 事務所概要 1966年2月設立
- 事務所の特徴 総合法務・税務・労務・行政・企業経営の悩みごと、困りごとを全面的にバックアップ
- 得意分野・業務実績例 法人税務、国際税務、相続、事業承継、M&A、保険・年金・労務、起業支援、各種助成金申請、資金繰り支援、経営改善計画書作成など
- 所属税理士会 東京税理士会・東京地方税理士会・東北税理士会

パーソナルデータ

- 生年月日/1941年6月
- 出身地/福島県二本松市大壇
- 略歴/1965年3月中央大学商学部卒業。同年8月税理士試験合格。1966年2月神野税務会計事務所開設。1976年1月株式会社日本パートナー会計事務所設立、代表取締役社長就任。1997年8月株式会社日本パートナー会計事務所代表取締役会長
- 執筆・セミナー実績など/『一億総活躍国民と為政者による日本国家再生の経営維新』(高木書房)、『TKC全国会会員に学ぶ 中小企業の経営維新』(高木書房) など多数

事務所所在地

- JPA総研グループ 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-3 新お茶の水ビルディング17階 電話：03(3295)8477 FAX：03(3293)7944

ホームページ・アクセス

- URL <https://www.kijpa.co.jp>
- E-mail jpa@tkcnf.or.jp
- アクセス/JR御茶ノ水駅徒歩1分



JPA総研経営参与グループ 総合未来ビジョン組織体制一覽



「計画経営」を 創業の精神で全力投球

私たちはすでに国が推奨する 新型コロナウィルス融資資金を確保すべく、全社一丸となって、100%を目指し、

他に先駆けて実行したところ であります(2020年8月 現在80%)。

今後は、創業時の心意気で 顧問先企業の社長が取り組む 販売や営業の対外業務一般と

① 税理士法人・日本パートナー 経営参与事務所による申 是優良会社誕生支援(FX 4クラウド会計)

② 行政書士法人・JPA財産 クリニック社によるハッピ

③ 社労士法人・パートナーバ ンク21社による人財、採用、 育成、派遣支援

④ 経営管理士・JPA国際コ ンサルタンツ社による海外 進出、投資および事業承継、 M&Aプロ指導

⑤ 危機管理士・危機管理コン サルタンツ社による企業防 衛、超リスクマネジメント 支援

令和元年を期して、JPA 総研グループは会計事務所から「経営参与事務所」へと脱 皮、JPA総研経営参与グル ープとして変身、成長、発展 を目指し、力強くスタートし ています。



今こそ 新型コロナショックを 乗り切る決意を

100年に一度の危機とも 言うべき新型コロナ不況を、 全社員の力を合わせて乗り切 る決意で取り組みます。その 秘訣、それは「顧問先を一社 も潰さない」「潰させない」と今こそ不転の決意をする ことです。



「経営参与」事務所へ

JPA総研総合未来ビジョ ン、それは経営参与グルー プによる5大専門家、国家資格 者によるおもてなしサービ スで、その5大業務は次の通り です。

東京都千代田区

国家資格者・専門家がさまざまな問題をワンストップで解決

JPA総研

経営参与グループ

代表・法学修士・税理士・社会保険労務士・行政書士 神野宗介



HATSUYOSHI SUGAWARA

T・MACKS 税理士法人 代表社員税理士 菅原初義

事務所データ

●事務所概要

1988年 菅原税務会計事務所として創業
2003年 T・MACKS税理士法人設立
2005年 菅原初義代表社員に就任
スタッフ10人(うち税理士2人)

●事務所の特徴

企業については、法人個人にかかわらず、月次巡回監査の徹底により納税資金計画は期首月から始まります。このことが象徴するように、法人、個人の税務はもちろん、相続でもそれに関わる事業承継税制でも、資金繰り計画でも、起業相談でもすべて、前もっての準備を心掛ききめ細かな対応を徹底しております

●得意分野・業務実績例

法人税務、個人税務、消費税、相続税・贈与税、税務調査対応、事業承継、M&A、起業相談、資金繰り相談、経営計画書作成相談、助成金、生命保険、損害保険の相談。経営革新セミナーを年1回、毎年カレントな題材を取り上げて事務所総出でクライアント企業を中心に招待して開催しています。昨年まで20数回実施しています

●所属税理士会

東京税理士会神田支部

パーソナルデータ

●生年月日/1952年9月23日

●出身地/宮城県南三陸町

●略歴/1976年中央大学卒業。2カ所の税理士事務所にて6年ずつ、通算12年勤務。1987年税理士試験合格。1988年菅原税務会計事務所創立、独立開業。2003年T・MACKS税理士法人設立。2005年代表社員に就任、現在に至る。主な著書『中小企業の節税ガイドブック』(中央経済社)など

事務所所在地

●T・MACKS税理士法人

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-9-9
第一瀬野ビル6階
電話：03(5687)6570 FAX：03(5687)6580

ホームページ・アクセス

●URL <https://www.tkcncf.com/t-macks/pc/>



●E-mail t_macks@tkcncf.or.jp

●アクセス/JR秋葉原駅徒歩3分・都営地下鉄岩本町駅徒歩1分



▲経験豊かなスタッフがお客様の気持ちを第一に、誠実かついいねに対応いたします



月中旬に月次決算を完了させること及び、税理士法第33条の2に定める書面添付を実施することを原則としています。各クライアントの取引金融機関との頻度の高い交流を促すためのツールとして、毎月の試算表に月次決算分析情報を

記載し表紙を添付したものを2部作成して提供しております。このような日常の業務によつてかかと自負しておりますが、法人、個人及び相続税に至るまで税務調査が極めて少ない状況が生まれております。また、決算期2カ月前ぐらいには、次期の経営計画づくりを促すこととしており、経営者の皆様への5つの質問を用意し、それを基に予算策定を依頼しております。これらすべて、クライアント企業の皆様に、科学的経営を進めていただき、企業を護り、より一層のご発展を遂げていただくために、日常的に行っているものです。

きめ細やかな対応を徹底しています

昨今は、戦後75年も経過し、人生70年時代から一気に人生100年時代に変容しておりますが、奇跡の復興を遂げた日本経済の下支え役であった、中小企業の経営者の皆さんが、その経営をバトンタッチするような時代が訪れております。特に団塊の世代と言われる方々がまとまってその時代を迎えております。いわゆる事業承継問題ということですが、これについては国を挙げて対応すべく法整備を初めとする関連諸制度が整備されてきております。当事務所

では、この問題への取り組みとして、これらの諸制度を有効に、もれなく活用し、相続税、贈与税等の税に関する優遇措置の適用は言うに及ばず、事業の引き継ぎにあたっての必要資金の調達といったことも含め、きめ細かくご支援をさせていただきます。体制を整えております。

当事務所ではクライアント企業の皆様をはじめ、ご依頼者の皆様に親身になって寄り添い、全力を挙げて解決策を探り、確実に実行し皆様のお役に立ちたいと心から願っております。どうぞ何なりと当事務所へご相談くださいと存じます。



東京都千代田区

企業のフルサポーター
T・MACKS
税理士法人
菅原初義

今般の新型コロナウイルス感染症拡大は、全世界の社会経済に對して、未曾有の甚大な被害をもたらしており、今なお深刻さが増している状況です。このコロナ禍において、超長期にわたり日本経済を支えている中小企業への打撃は計り知れません。当事務所では、クライアント企業の皆様に対し、これまで国や地方公共団体が講じた施策はもちろん、これからのものも限なくお知らせし、有効に活用いただけるように支援をしております。

当事務所の名称は「T・MACKS 税理士法人」と申しますが、この「T・MACKS」

「C K S」の意味について説明してみます。「T」はもちろんTAX(税)です。「M」は語呂を合わせたものです。「M」はマネジメントのMです。「A」はアカウンティングのA。「C」はコンサルティングのCで、相談・助言業務を指します。「K」と「S」は人名の頭文字をとりました。これは、クライアントの皆様ニーズに極力お応えし、そのご発展に全力で寄り添いたいという願いを込めて命名したものです。

基づき、事務所運営について次のように考えております。「税務は、適法だからといって許されるものではなく、適正に実践されなければなりません」。同様に「マネジメントへのアドバイスは科学的論拠をもって積極的に行わなければならない」、「会計については、中小会計要領及び中小会計指針に基づき適切に処理されなければならない」、「コンサルティングについては、クライアントに寄り添い、親身になって積極的にアドバイスしなければならない」。

このようなことを実現するための方策ですが、翌月巡回監査の断行ということで、翌



YOSHINORI SAKAI / MARI YONEMITSU

東京都千代田区

クラウドとテレワークで全国展開する地方創生型会計事務所

税理士法人
東京会計グループ

社員税理士

坂井 欣典

税理士・行政書士

米満 まり

専門の分野に
挑んでいける環境

—東京会計Gの特徴は？—

坂井 創業33年の会計事務所、スタッフ28人中、税理士・税理士有資格者が10人。税理士は全員が税理士試験5科目合格者です。その中で税理士一人ひとりが興味を持った専門の分野に挑んでいける環境にあるのが特色です。また、2016年より同グループに社労士法人も設立し、会計・税務・労務に関するお客様へのワンストップサービスの提供が可能になりました。

本社は東京都千代田区にあり、九州に支店が4拠点あります。現時点で約140件、PCAの

クラウドを活用して地域に限定しない広域的な業務を行っています。その他にもフィンテック、RPAなどを活用し、事務所全体で一歩先を意識した効率化を常に目指しています。

私の場合、九州の福岡事務所をメインとし月のうち1週間は東京勤務をしながら、北海道から徳之島までをカバー。民間企業から公益法人までクラウドを活用して対応しています。

米満 会計事務所としての一般的な業務だけでなく、相続税業務、公益法人等及び医療法人の支援業務など、それぞれの税理士が担当して専門色を打ち出しています。私は税理士になって10年程ですが、公益法人及び医

う時に移行申請が進んでいなかった公益法人からの依頼がありました。申請が期限までに間に合わない場合は、法人が解散になるので、プレッシャーは大きかったです。申請期限にぎりぎり間に合い、「答申書」が行政庁から届いたときにクライアントが喜んでいらした表情は今でも忘れられないですね。

坂井 公益法人の設立から携わり、設立後にその法人に財産を寄贈された方の「措置法40条申請」の承認が下りたときです。複数の会計事務所からできないと言われたそうですが、話を聞いてみて、対応できるかな、と

判断し担当しました。2年近くかかりましたが、承認が下りたときには、お客さんに喜ばれましたし、自分も嬉しかったです。

—今後の目標は？—

坂井 私自身は素人同然でこの事務所の門戸を叩いてから運よく税理士になり、全国各地の色々な考え方や価値観を持つ人と出会ったことが貴重な体験でした。当事務所にも税理士を目指すしながら、働く次の世代がいます。仕事は厳しい面もありますが、やりがいもあります。後進にも自分と同じ貴重な体験が出来るようになって貰いたいと考えています。

米満 果てしない目標になるとは思いますが、公益法人等の顧問先を今の3倍くらいの250件程にしたいです。そのためには、営業ではなく、会計事務所の管理・運営の立場から、事業として組織的な計画を立てなければならぬことに気づきました。

性格として常に何かに追われながら仕事をするタイプで、正直に言えば長期的な計画を立てることが苦手ですが、今後はスタッフ育成と並行してクラウド等を活用した組織的な業務対応が可能になるようにしたいと考えています。

事務所データ

●代表社員税理士・行政書士 梶山 春男

●事務所概要

1987年梶山会計事務所として開業。1989年東京会計株式会社設立。1998年TAC熊本校運営。2006年税理士法人化、税理士法人東京会計グループ設立。2020年現在、東京・福岡・熊本・八代・人吉を拠点に活動

スタッフ28人(税理士9人、税理士資格者1人、税理士科目合格者4人、米国税理士1人、社会保険労務士3人、行政書士4人)

●事務所の特徴

個人事業主から公益法人・医療法人まで幅広く対応。東京に本社を置き、福岡・熊本(八代・人吉含む)を拠点とし、クラウドやWebを活用して幅広い地域で関与先の要望に応じています

●得意分野・業務実績例

公益法人等及び医療法人の会計・税務から運営全般、クラウド会計

●所属税理士会

東京税理士会、九州北部税理士会、南九州税理士会

パーソナルデータ

坂井 欣典(さかい・よしのり)

●生年月日/1978年1月18日

●出身地/鹿児島県薩摩川内市

●略歴/熊本大学文学部卒、2010年税理士試験合格。福岡を中心に全国各地のクライアントに対応。公益法人向けセミナーでの講演、寄稿多数。「クラウド会計活用ガイド第一編・第二編」(電子書籍)

米満 まり(よねみつ・まり)

●生年月日/1977年2月5日

●出身地/熊本県熊本市

●略歴/鹿児島大学農学部卒、2009年税理士試験合格、2018年より熊本県公益認定等審議会委員。「Q&Aでわかる公益法人の会計と税務」「Q&Aでわかる公益法人の決算書・税務申告書作成」(いずれもTAC出版)

事務所所在地

●税理士法人東京会計グループ

〒102-8411 東京都千代田区一番町19

全国農業共済会館別館

電話: 03(3265)8331 FAX: 03(3265)8333

ホームページ・アクセス

●URL <https://www.tokyokaigiegrou.com>●E-mail totac-a@msj.biglobe.ne.jp

YOSHIAKI TAIRA

税理士法人早川・平会計 代表社員 公認会計士・税理士・行政書士 平善昭

事務所データ

- 事務所概要
 - 1983年 早川善雄税理士事務所を四谷で開業
 - 1995年 平公認会計士事務所を東神田で開業
 - 2002年 税理士法人早川・平会計設立
 - 2009年 神田司町に移転
 - 2012年 平行政書士事務所を開設
 - スタッフ18人
- 事務所の特徴
 - 私たちは相続人の幸せをいかに実現するかを考え、ていねいなヒアリングを行い相続人全員が不自由なく事業や生活を営める対策を講じます。確認や納得のためのセカンドオピニオンとしてもご相談ください
- 得意分野・業務実績例
 - 上場会社、オーナー会社などの節税対策、相続対策、相続税の節税対策など
- 所属税理士会
 - 東京税理士会神田支部

パーソナルデータ

- 生年月日 / 1963年8月6日
- 出身地 / 山形県
- 略歴 / 1986年明治大学商学部卒業、同年サンワ等松青木監査法人入所（現、有限責任監査法人トーマツ）。1995年同上退社、平公認会計士事務所開設。主な著書『会社の設立・資金繰り・申告・節税、全部これ1冊でわかります』（あさ出版）、『相続の税金と対策 これだけ知っていれば安心です』（同）など。2014年「相続対策セミナー」、2015年「マイナンバー対策セミナー」、2017年「1人社会保険労務士法人の税務」（社会保険労務士会主催）など講演多数

事務所所在地

- 税理士法人早川・平会計
 - 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-10 安和司町ビル2階
 - 電話：03(3254)2171 FAX：03(3254)2174

ホームページ・アクセス

- URL① <http://www.ht-souzoku.com>
- URL② <http://www.ht-tax.com>
- E-mail support@ht-tax.com
- アクセス / JR神田駅徒歩5分・東京メトロ淡路町駅徒歩1分



▲「お客様の立場に立って物事を見つめ、真実を探求し、ともに考え、そして行動する」を企業理念に私共はお客様の発展に尽くし、お客様とともに歩んでまいります

「セカンドオピニオン」です。税理士の提案が最善なのか、これが相続人にとって一番の選択なのか、疑問に思うことがあつた場合、一般の方が自らの手で確認するのは困難です。当事務所では、当初担当した税理士に迷惑をかけることなく、申告書や資料を精査し、あらたな提案を行います。前段の例では、当事務所で精査した結果、前税理士の計算間違いを発見いたしました。さらに相続人それぞれの状況と、二次相続を考えると、役員貸付金はお母様が相続、子どもたちが現金を相続という形に落ち着き、全員にご納得いただきました。相続税申告期限は、被相続人死亡から10カ月以内。相続人が依頼していた税理士があと3カ月という段階で提示してきた遺産分割案に対し、相続人が疑問を持ち、当事務所に駆け込んでくることもあり。このような締め切り間際でも対応し、分割案についてのコメントを出してご納得いただいた例もあります。

相続人も税理士も、とにかく早くわかりやすい方法で処理してしまおうと、将来問題になるケースがあります。土地の相続で起こりがちなのが、相続税を安くするために相続人数分の小さい土地に分けて相続し、小規模宅地の特例を使う方法です。しかし、あまりにも小さいと将来その土地を活用したいときに使いよう、売りようがなくなり、困ります。

相談は無料となっております。当事務所では、初回にかなり深い掘りしてお話を伺います。ご相談にいらした方は、ピンポイントで聞きたいことがあるかもしれませんが、相続人の皆様の幸せを考えるには、詳細な情報が必要となるからです。ていねいなヒアリングが、皆様の幸せな相続の実現に必ずお役に立てると思うからこそ、皆様から信頼され多数のご依頼を受けております。相続専門の税理士がお話を伺います。電話での相談も受け付けておりますので、お気軽にご連絡していただければと思います。



創業から30年以上、神田に事務所を置く当事務所は相続に関する案件を年間120件以上担当しています。私共の特徴は、すでに税理士が着手した案件もセカンドオピニオンとして精査することです。その結果、節税や資産確保ができたお客様がたくさんいらっしゃいます。

ていねいなヒアリングで相続人の声に耳を傾ける

「節税と低料金が最優先の方はご遠慮ください」とはっきり申し上げております。私たちは相続人の幸せをいかに実現するかを考えます。相続税を減らすことは重要ですが、

たとえば一次相続の場合、二次相続の場合を考慮せずにいると、二次相続時に支払えないほどの高い相続税が課せられる例もあります。どのような対策を取るにしても、もちろん推定相続人、相続人の合意が必要で、そのため当事務所では、ていねいなヒアリングを行い相続人全員が不自由なく事業や生活を営める対策を考えています。

たとえば、同族会社の経営者の男性（被相続人）が亡くなり、90歳の奥様が8000万円の現金を相続し配偶者控除を使うことになった事例。担当した税理士へ依頼したのは実質上同族会社の経営を行

っていた長女夫婦でした。この税理士は、名ばかりの役員である次女に5000万円の役員貸付金を相続させるという提案をしていました。名前だけの役員だったのに貸付金を相続し、相続税を支払わなければならないとなった次女の方が、本当にこの分割提案が適切なのか、疑問に思っただけで、詳しくお話を伺いました。そこで、詳しくお話を伺いセカンドオピニオンを行いました。

確認や納得のためのセカンドオピニオンとしても

当事務所の特徴の一つが

東京都千代田区

相続税の専門家であり調整役。相続人みんなの幸せを目指す

早川・平会計

税理士法人

代表社員 公認会計士・税理士・行政書士 平善昭



TOSHIMITSU MICHISHITA

東京都豊島区

月商3倍のお金は
会社と経営者を幸せにする

道下敏光税理士事務所

所長税理士
道下敏光



貴社のお金(銀行預金)を
月商の3倍以上に
しましょう!

会社経営者の仕事とはなん
でしょうか?

その中の一つにお金を増や
すことがあります。当事務所
では、会社の命であるお金を
いかに増やしていくのかだけ
に絞って支援をしています。

新型コロナウイルスの感染
が拡大する以前より、どのよ
うにしたら儲かるか、お金を
増やせるか、だけに絞って、
中小企業経営者様とデータに
基づき打ち合わせをしてしま
した。データとは「試算表」と
「未来計画表」です。

経営者は常に次のような悩
みを抱えているのではないで
しょうか?

正しい売上と利益を教える
欲しい、今後なにをしたら良
いかを示して欲しい、お金は
いくらまで投資として使って
良いかを明確に示してくれな
いと投資金額の判断ができな
い……。当事務所では、経営
者のそんな悩みを試算表と未
来計画表等を使って解決した
かと思っております。

経営の後押しをするコーチ
役として、当事務所をお使い
いただければと思います。会
社が利益を出し続けられれば、当
然儲かり、その結果お金もド
ンドン増えていきます。お金

があると安心して経営ができ
ます。次の事業投資も安心し
てできることが多くなります。
お金を増やし続けることで会
社が幸せになり、経営者も幸
せになると思っています。こ
のお金を増やす支援業務が当
事務所のメイン業務です。

会計事務所業界では「未来
計画表」などの資料を使っ
ているケースは、大多数ではな
いと思われま。そのため、
「お金を増やす支援」をして
いる事務所も多いとは言えな
いと思われま。当事務所は
スタッフ2名の小さな事務所
です。そのため、急な連絡に
対応できないこともあります。
たいへん申し訳ありませんが、



▶ 出版活動も積極的に行っています。主な著書『税理士が知っておきたい中小企業の財務改善ノウハウ』(第一法規、共著)、『社長、税務調査の損得は税理士で決まる!』(あさ出版、共同出版) など多数

それは事実です。しかし、大きな事務所だと税理士ではなく、スタッフが経営者と打ち合わせをするのではないでしようか。当事務所は私が直接、貴方と打ち合わせをします。品質が落ちることはありません。どうかご安心ください。連絡して良かったと思ってもらえるはずですよ。どうぞ当事務所へご連絡ください。

税務調査については、調査官が出す問題点について、どう対処すれば問題を少なくし

て終わらせることができるのか、そのポイントを把握して
います。ただし、脱税をして
いる会社は助けられませんし、
助けるつもりもありません。
ご理解ください。

事務所データ

- 事務所概要
2002年開設
- 事務所の特徴
当事務所はスタッフ2名の小さな事務所です。大きな事務所はスタッフが顧客対応するかもしれませんが、当事務所は所長税理士である私が直接、貴方と打ち合わせをしますので、品質が落ちることはありません。経営の後押しをするコーチ役として、当事務所をお使いいただければと思います
- 得意分野・業務実績例
中小企業のお金を月商の3倍以上にするために経営者との未来形計画作成と行動計画作成とその改善アドバイス、中小企業の資金繰り改善支援、中小企業の資金調達支援、税務調査相談と対応、資産1億円以下の相続税申告業務
- 所属税理士会
東京税理士会豊島支部

パーソナルデータ

- 生年月日 / 1965年2月1日
- 出身地 / 石川県七尾市
- 略歴 / 石川県立七尾高等学校卒業。主な著書『税理士が知っておきたい中小企業の財務改善ノウハウ』(第一法規、共著)、『社長、税務調査の損得は税理士で決まる!』(あさ出版、共同出版) など多数

事務所所在地

- 道下敏光税理士事務所
〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-44-10
タイガースビル10階
電話 : 03 (6907) 7050
FAX : 03 (6907) 7051

ホームページ・アクセス

- URL <https://www.ikebukuro-consulting.com/>
- E-mail smile4.t-michi@citrus.ocn.ne.jp
- アクセス / JR池袋駅徒歩5分



KENJI MAGOSAKI

税理士法人MOVE ON 代表税理士 孫崎健次

事務所データ

- 沿革** 平成13年税理士登録、平成24年税理士法人MOVE ON設立、平成27年一般社団法人MUSCLE and MONEY設立
- 事務所の特徴** 創業支援・会社設立、日々の経理・会計支援、決算・税務申告、資金調達、体幹経営コンサルティング等幅広く対応をさせていただいております。親切・丁寧な対応をお約束いたします
- 得意分野** 法人税務、事業承継、起業支援、各種助成金申請、資金繰り支援、経営改善計画書作成、税務調査対応、企業再生、その他個別コンサルティング
- 所属税理士会** 北陸税理士会福井支部
- スタッフ数** 15人（税理士2人）

パーソナルデータ

- 生年月日** / 1965年
- 出身地** / 福井県福井市
- 略歴** / 北海道大学中退（その後、ススキノ学部金肉学科卒）
- セミナー** / 天使と悪魔による超実践経営塾
- 趣味** / 自分を追い込むこと
- 好きな言葉** / 知行合一

事務所所在地

- 税理士法人MOVE ON**
〒910-0851
福井県福井市米松2-13-1
小町ビル1階
電話：0776(53)6540
FAX：0776(53)7856

ホームページ・アクセス

- URL** <https://www.moveoon.jp>
- E-mail** info@moveoon.jp
- アクセス** / えちぜん鉄道福井口駅、越前開発駅



在になつてもらおうこと」です。お客様はなぜ、私たちの事務所に来てくれたのでしょうか？納税額を確定するためだけではないはず。私たちは、パートナー企業が数多くのライバル企業から抜き出る存在になるよう、求められるニーズに応えるための努力とその貢献を続けることが使命です。

②ビジョン・私たちのビジョンは「世界一従業員満足度の高い会社を目指すこと」です。私たちは、勝つことがすべてではなく、勝つことを目指すことが素晴らしいことを理解しています。結果が良くても、自分を見つめ、そして自分をまた成長させていく。こ

れこそが、自分自身を進化成長させる、極めて大切なことだということを知っています。

③バリュー・私たちのバリューは「お互いの意見を出し合い、そして認め合うことこそが、組織が一丸となって進むために必要なこととわかっていくこと」です。

私たちは「人」が皆違うことを理解しています。組織とは、その「人」の違いを最大限に活かしてこそ存在意義があることを知っています。その存在意義は、互いに成長していくその先にあるのだ、ということも分かっています。

私たちのエネルギー

私はフリーターとして生き

た過去があります。ちんたら生きていた時です。そんなときでも諸先輩に本当に多くのことを教えていただきました。感謝してもしきれません。だからこそ今の私があります。

今度は、私がお返しする番です。私たちスタッフ全員が培ってきた経験、知識を総動員して、お客様に提供して、社長人生の喜びを感じて欲しいです。税金のほとんどは民間が経済活動を行ったことで発生しています。社長の血と汗は日本を動かしている源泉と言っても過言ではない。税金が無きや、世の中は何も動きません。その税金を無駄遣いする政治家・公務員が多すぎて嫌になります。

今の時代、社長業は楽しくやらないです。本当に大変です。しかしプライドをもって、情熱をもって事業に取り組む社長さんが私たちは大好きです。社長の充実感に溢れる表情が、私たちに与えて最高のエネルギーになります。



孫崎健次とは？

高校卒業後、地元から離れたという単純な理由から北海道の大学に。成績が悪く、希望の学部に進めなかったため2年で中退。その後フリーターとして生き、北海道を皮切りに各地を3年ごと南下して、沖縄で死ぬことを決意。北海道ではススキノのワインショップで働き、3年後岩手の牧場で働く。次はどこへ行くかと思案中に、親の病気により福井へ戻ること。

親が税理士だったこともあり、一念発起し平成13年に税理士に。現在は税理士法人MOVE ONの代表と一般

体幹経営で企業支援

私たちが税理士法人MOVE ONは、企業経営に特化した会計事務所です。

起業から廃業まで、企業の成長段階に応じたベストサポートを約束します。

今、あなたの会社は成長曲線のどこにいますでしょうか。導入期？成長期？成熟期？衰退期？

この4期には、それぞれに打つべき定石があります。

私たちは融資相談や資金調達のお手伝いはもちろん、体

幹経営」と呼んでいる経営サポートを行っています。「体幹経営」とは、会社の健康を、あなた自身の体と見なして、その金肉（筋肉）、お金（血）、税金（贅肉）、固定費（基礎代謝）をバランスよくトレーニングコントロールすることで、不況に強い会社を作る経営手法です。人も企業も健康であり続けたいものです。そのためには外からは見えない部分、つまり体幹を鍛えることが大切です。精神面、肉体的面の両面を鍛えることです。

①ミツシヨーン・私たちのミツシヨーンは「私たちのパートナー企業に、そのライバル企業より一歩でも抜き出る存

福井県福井市

税理士法人 MOVE ON

代表税理士 孫崎健次

人は筋力・会社は金力・社長は炎力



群馬県桐生市

方針は

「お客様の為に行動し、共に成長・発展するべく」

税理士法人向田会計

代表社員
向田 靖



創業50年 新たなスタートの年に

当事務所は、1970年7月に向田会計事務所として開設したのが始まりで、おかげさまで2020年に創業50年を迎えることができました。この50周年の年を新たなスタート地点と位置付け、お客様のサポートにスタッフ一丸となって取り組んでいく所存です。

「お客様の為に行動し、共に成長・発展すること」を事務所方針に掲げ、「税務・財務」「相続」「医療及び介護コンサルティング」の3分野をメインにお客様のサポートを

展開しています。

中小企業オーナーの皆様をトータル コンサルティング

税務・会計・監査・コンサルティング業務を通じて、お客様の企業経営を完全にサポートします。特に「未来会計」に力を入れており、企業の5カ年経営計画・単年度経営計画策定支援により、お客様と「今」を見つめ直し、「未来」を切り開く、先見経営の指導に当たっています。

『お客様第一主義』をモットーに、専門知識と外部ネットワークとの連携により、お客様が抱える問題の解決に全



力を取り組んでいます。税理士法人向田会計では、月次決算の完全実施により、月次で現状を把握した上で問題点を浮き彫りにし、社長と共に解決策を検討していく総合的サポートを展開しています。毎月の訪問と月次決算書の作成・分析により、現状把握と問題提起をします。キャッシュフローを月次で目に見える形で早期に提供することで、社長の思い描く中期的な計画やそれを具体化・細分化した単年度計画に落とし込むことが可能になります。

医療・介護事業の 経営支援

円満に相続ができるよう相続対策支援をしています。まず相続税がどれくらいかかるかの算定から始まり、生前贈与等を活用した対策を提案したうえで、申告書作成・提出までのトータルサポートをしています。こういった形で配分していくのかや、土地の評価が高くなる相続時に支払う納税資金が足りないなど、相続が発生する前に対策を考えておくことがスムーズに相続をスムーズになります。

円満に相続ができるよう相続対策支援をしています。まず相続税がどれくらいかかるかの算定から始まり、生前贈与等を活用した対策を提案したうえで、申告書作成・提出までのトータルサポートをしています。こういった形で配分していくのかや、土地の評価が高くなる相続時に支払う納税資金が足りないなど、相続が発生する前に対策を考えておくことがスムーズに相続をスムーズになります。

友好的M&A マッチングサポート

顧問先様の友好的なM&Aを実現して頂くためにマッチ

相続対策 コンサルティング

相続が争族とならないよう

医師、歯科医師、介護事業に携わる方々に親身になって、開業地の土地探しに始まり、事業計画の策定から銀行との融資交渉、スタッフの採用、広告戦略、開業後の税務・会計の指導まで懇切丁寧にサポートしています。

医院の開業支援をするに当たって最初に行う開業地の選定では、人口統計データや競合となる病医院の情報等をもとに診療圏の需要予測を行います。その後、建築業者や医療機器メーカーに見積もりを取り初期投資額を算出、需要予測と必要経費を算出し経営計画を作成します。この経営計画書を持参し、銀行に融資



事務所データ

- 事務所概要
 - 1972年開業
 - スタッフ21人(うち税理士2人)ほか提携税理士2人
- 事務所の特徴
 - 「お客様の為に行動し、共に成長・発展すること」を方針に、お客様ひとりひとりに対するトータルコンサルティングサービスを目指して、『お客様第一主義』をモットーに、専門知識と外部ネットワークとの連携により、お客様が抱える問題の解決に全力で取り組んでいます
- 得意分野・業務実績例
 - 相続、医療経営支援に専門的知見あり。相続・贈与税申告、相続対策、事業承継並びにM&A、相続手続きに関する相談と支援、医療及び介護事業の開業支援(開業地選定から資金調達、人事採用支援まで)、病・医院の事業承継とM&A支援
- 所属税理士会
 - 関東信越税理士会

パーソナルデータ

- 生年月日/1959年
- 出身地/群馬県桐生市
- 略歴/法政大学経済学部卒業、東洋大学大学院経営学研究課修士課程修了
 - 1983年4月 向田税務会計事務所 入所
 - 1989年5月 税理士登録
 - 1992年7月 株式会社向田会計事務所/代表取締役就任
 - 1998年6月 行政書士資格取得/行政書士向田靖事務所設立
 - 2003年3月 医療経営コンサルタント資格取得
 - 2006年8月 税理士法人向田会計 発足/代表社員就任

事務所所在地

- 税理士法人向田会計
 - 〒376-0045
 - 群馬県桐生市末広町6-10 MSビル2階
 - 電話：0277(45)2160
 - FAX：0277(45)2161

ホームページ・アクセス

- URL <https://www.mukaida-kaikei.co.jp>
- E-mail mukaida@mukaida-kaikei.co.jp
- アクセス/JR桐生駅 徒歩1分



YASUSHI MUKAIDA

税理士法人向田会計 代表社員 向田 靖

KAZUMORI YOSHIOKA

吉岡マネジメントグループ 代表取締役会長・税理士 吉岡和守

事務所データ

●事務所概要
1977年7月設立
スタッフ280人(グループ全体)
税理士数25人

●得意分野・業務実績例
法人税務(一般企業・医療・社会福祉法人・公営企業・建設等)、相続、事業承継、年金・保険、起業、税務調査対応、経営コンサルティング(一般企業・医療・社会福祉法人・公営企業・建設等)

●所属税理士会
東京税理士会芝支部

パーソナルデータ

●生年月日/1950年11月28日
●略歴/明治大学商学部卒業。26歳で税理士事務所を開業

事務所所在地

●吉岡マネジメントグループ
〒105-7110
東京都港区東新橋1-5-2
汐留シティセンター 10階
電話: 03(6686)8629(代)
FAX: 03(6215)9218

ホームページ・アクセス

●URL <https://yoshioka-group.jp>
●E-mail j-consul@j-consul.jp
●アクセス/JR・東京メトロ新橋駅徒歩3分、都営地下鉄新橋駅徒歩2分、ゆりかもめ新橋駅徒歩1分



自社の最新システム導入で顧客サービスを拡充
当グループでは、積極的に最新のシステムを自社で導入し、業務効率化を図るとともに、顧客サービスの拡充に取り組んでいます。例えば、顧客へもクラウドシステムなどの導入を積極的に提案しています。クラウド会計システムやクラウド人事

評価システムなどを取りそろえており、これにより数多くの顧客を業務効率化、業績向上へと導いており、好評価をいただいております。今後は拠点拡大にも力を入れており、東京・札幌をメインの拠点とし、そのほか7つの拠点を置いて、さらなる拡大を予定しています。当グループでは、このようなサービスを「情熱」ほとばしる想いで提供し、顧客から真の意味での「信頼」をいただくことを無上の喜びとします。そしてそれを糧に新たなビジネステーマに「挑戦」しつづけることが当グループに課せられたミッションとして考え、なお一層努力していく所存です。



解決策をワンストップで提供
吉岡マネジメントグループは、税理士法人を含め9法人と公認会計士事務所から構成される企業グループで、会計事務所と経営コンサルティングが1つとなった新しい形のコンサルファームです。法人税務はもちろん、顧客が抱える経営上のさまざまな問題に対して、解決策をワンストップで提供しています。当グループには、国税OBの税理士が10名在籍しています。税務調査を行う部門に長年籍を置いていた税理士もいて、一般的な税理士より知識

も経験も豊富です。申告書の作成で終わりではなく、申告後の税務調査にもしっかりと対応しています。当グループは、一般企業のほかに病院や歯科医院の顧客が多く、医療に強い事務所だと自負しています。その他にも社会福祉法人や地方自治体などの会計関与・コンサルテイングにも力を入れています。職員にはセミナーやWeb研修を積極的に受講させています。制度の改正などがある間違った起りやすく、顧客からの質問も多くなりま

す。グループの強みとなっています。
プロとして考え得るリスクをしっかりと提示
顧客と話をする際には、プロとして考え得るリスクをしっかりと示すことを重視しています。リスクは、多額の税金や納税資金の問題ばかりではありません。親族間の紛争、相続財産の行方、経営権の確保、事業承継及びその後の企業運営に至るまで、その範囲は非常に多岐にわたります。顧客に予想されるリスクを示すことで、何を最優先にすべきかが明確になり、顧客の

札幌市中央区・東京都港区

信頼と安心の実績・最高水準のサービスをご提供
吉岡マネジメントグループ
代表取締役会長・税理士 **吉岡和守**



YUUSHI OKANO



岡野雄志税理士事務所 代表 岡野雄志

横浜市港北区

相続税に強い相続専門の税理士事務所
岡野雄志
 代表 岡野雄志

「完全成功報酬制」で対応
 当事務所は、ご相談やご契約の99%以上が相続税関連。国内屈指の相続の専門性が強みの横浜市の税理士事務所です。税理士業界全体で従業員

が50人以上の事務所は0.18%しかない中で、当事務所は総勢83名の従業員がそれぞれ相続税の専門知識を高め業務を行っています。税制は、法改正が頻繁に行われますので、常にアンテナを張り、新しい情報を取り入

れ、迅速に業務へ反映しております。さらに税務署との交渉力を一層強固なものとするべく、所内の研修を充実させ優秀な人材を育成し、豊富な経験とノウハウを蓄積しています。その実績として、2005

年の創業以来、個人事務所でありながら全国的にも有数の実績を誇る1273件以上（2020年7月現在）もの相続税を取り戻すことに成功してきました。相続税の還付が成功しなかった場合は、実費や調査費、資料作成費等を含め費用は一切いただきません。業界トップクラスの実績があり相続税を取り戻す自信があるからこそ、お客様にとって還付失敗時のリスクが高い固定報酬制ではなく、完全成功報酬制が実現できています。ご興味を持たれた方には、完全無料で全国どこでも直接ご自宅までお伺いして、

無料で相続税申告ソフトを使って自分で相続税の申告ができる本
 岡野雄志

▶「無料で相続税申告ソフトを使って自分で相続税の申告ができる本」(幻冬舎)

事務所データ

- 事務所概要 スタッフ83人 (税理士1人)
- 事務所の特徴 相続専門の税理士事務所。法人税・所得税に關する業務は行っていない
- 得意分野・業務実績例 相続
- 所属税理士会 東京地方税理士会神奈川支部

パーソナルデータ

- 生年月日 / 1971年6月4日
- 出身地 / 千葉県成田市
- 略歴 / 千葉県立佐倉高等学校卒業。早稲田大学商学部卒業
- 執筆・セミナー実績など / 『無料相続税申告ソフトを使って自分で相続税の申告ができる本』(幻冬舎)、『続税専門税理士が教える 相続税の税務調査完全対応マニュアル』(幻冬舎)、『土地評価を見直せば相続税はビックリするほど安くなる』(あさ出版) など多数

事務所所在地

- 岡野雄志税理士事務所
〒222-0033
神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-18
日総第18ビル9階
電話：045(620)4414 / 0120(590)523
FAX：045(620)4416

ホームページ・アクセス

- URL <https://www.souzoku-zei.jp>
- E-mail info@souzoku-zei.jp
- アクセス / JR新横浜駅徒歩2分、横浜市営地下鉄新横浜駅徒歩1分



NAOKI KOBAYASHI



東京都板橋区

日本一の不動産専門税理士事務所を目指しています！
 中途半端な相続対策をしない
 それが賢い相続の流儀
Wish会計事務所
 代表者・税理士 小林直樹

人と人の関わりが生む真のサポート
 人と人を大切にしたい。お客様(地主様・サラリーマン大)の悩みをうかがい、課題を解決し、そして、笑顔を見なさんとともに築きたい。

そんな想いも兼ねてwish(ししたい)の意味をとって、「Wish会計事務所」と名づけました。Wish会計事務所がもっとも大切にしていることは、お客様と実際に会ってお話しする時間を持つことです。

「税務」というのは、誰が行っても申告は同じ内容になると思われがちですが、税務の判断によって申告方法や結果が変わってくる場合があります。結果として数百万円以上変わってくる場合もあるのです。お客様にとっては大きな

私たちの役目だと考えています。相続税は、親族間の人間関係も重要な鍵です。相続する側の要望は何か、相続を受ける側の家族はどう思っているのか。必要であれば自宅に訪問し

いちばんわかりやすい！
相続税の税務調査
 対応のすべて

▶「いちばんわかりやすい！相続税の税務調査対応のすべて」(小林直樹監修、あさ出版)

事務所データ

- 事務所概要 スタッフ32人
- 事務所の特徴 顧問先の90%以上がアパートを経営。相続対策をメインとする不動産税務に特化した税理士事務所
- 得意分野・業務実績例 ①資産税コンサルティング業務(生前相続節税対策・所得節税対策)、②還付業務(評価見直しによる相続税還付・マンション建築による消費税還付・申告状況の確認による譲渡・所得税還付)、③税務申告業務(記帳代行業務・法人税・所得税・相続税・贈与税等の税務申告代行、相続税対策を考慮した法人顧問)
- 所属税理士会 東京税理士会板橋支部

パーソナルデータ

- 生年月日 / 1974年
- 出身地 / 新潟県見附市
- 略歴 / 大学卒業後、資産税特化型会計事務所15年の経験を積みながら税理士試験に合格。2014年にwish会計事務所を開業
- 執筆・セミナー実績など / 千葉テレビ『燃える男中畑清の1・2・3絶好調』出演、『エコノミスト』(2019.12号)掲載、『東洋経済』(2019.9.9号)掲載、『日経新聞』私の道しるべ掲載、不動産賃貸経営博士の情報誌『大家倶楽部』(2018春号、2019冬号)掲載、『不動産賃貸経営博士 その道のプロ』掲載、『LIFULL HOME'S 不動産投資』にインタビュー記事掲載、土業の未来を創る実践実務マガジン「月刊プロパートナー 12月号」掲載

事務所所在地

- wish会計事務所
〒173-0004
東京都板橋区板橋1-53-2 TM21ビル302号
電話：03(5944)2850 FAX：03(5944)2851

ホームページ・アクセス

- URL <https://www.wishkaikei.com>
- E-mail kobayashi@wishkaikei.net
- アクセス / JR板橋駅徒歩1分、都営地下鉄新板橋駅徒歩3分





白神山地（赤石川上流）

写真紀行
密を避けて
秋を訪ねて②







相続税対策でも人気

コンテナ節税に国税当局のメス 58

相続税対策の新常識

配偶者居住権の上手な使い方 60

【特集】 SPECIAL FEATURE

相続・遺品・遺言

死後も素敵なお父さんのままで

見せたくない遺品の生前対策 62

家族が大迷惑

こんな遺言は書いちゃダメ 64

安全に処理しないと被害甚大

貸付金という時限爆弾 66

相続税対策でも人気 コンテナ節税に 国税当局のメス

土地を活用できるうえ、相続税対策にも有効だとして資産家の注目を集めていた「コンテナ節税」が、今後は使えなくなりそうだ。短い年数で減価償却できるコンテナの特徴を生かして多額の損金を発生させることがこの手法のメリットだが、最近になって国税当局に否認される事例が相次いでいる。国税はコンテナ節税の何を問題視したのか、否認に至った背景を探る。

コンテナやトランクルームなどを扱うエリアリンク社（東京・千代田区）は、決算期に特別損失を計上する内容の文書を開示した。それによれば、「販売したコンテナをお客様から再度購入するなどの対応を行う可能性が生じた」という。

同社が提供するサービスは、土地オーナーにコンテナを購入・設置させて、それを一括して借り上げる「リースバック方式」と呼ばれるもので、コンテナは同社が管理してトランクルームとして利用者に貸し出し、その賃料をオーナーに支払う。オーナーのメリットとして同社は「安定収入」、「他の用途が難しい土地

の活用」、「低コスト」、「相続税対策に有効」をうたっている。

コンテナ設置が節税になる理由のひとつには、コンテナがアパートやマンションといった不動産より減価償却に時間がかからないことが挙げられる。アパマンでは数十年をかけて減価償却していくところを、コンテナだと場合にもよるが初年度に半額以上を損金算入することができ、償却期間も3〜7年と短い。コンテナから得る賃料は不動産所得として他の所得との損益通算が可能で、コンテナで発生させた損金によってトータルの税負担を抑えられるわけだ。

なされた時点で「建物」として扱われる可能性は避けられない。

では建築確認申請をしなければよかったのか。エリアリンク社は「敷をつついで蛇を出す」行いをしてしまったのかと言え、そういうわけでもない。トランクルームに利用するコンテナについては建築確認申請を行うよう、国土交通省が厳しい指導を行っているという事情があるためだ。

固定資産税上の建築物

そもそも貨物輸送に使われるのが本来の目的であるコンテナが、それ以外の用途をメインに使われるようになったのは1980年代のことだ。岡山県の業者が86年に、廃車になった貨物列車のコンテナ

を再利用して開いたのが、国内初といわれる「カラオケボックス」だった。その後、コンテナを再利用したカラオケボックスは全国に急拡大したが、その普及の過程の89年に国土交通省が、「いわゆるカラオケルームに転用したコンテナは、その形態および使用の実態から建築基準法に規

定する建築物に該当する」との文書を出しているのだ。

2000年代に入ると今度はコレクションや家財の保存場所としてトランクルームが普及する。そこで国土交通省は04年にも「随時かつ任意に移動できないコンテナは建築物に該当する」と周知。さらに14年にも、「コンテナを利用した建築物に係る違反対策の徹底」として、建築基準法の順守と違反建築物への指導・是正を呼び掛けた。エリアリンク社が全コンテナを建築確認申請しているのはこのためだ。

建築確認をしなければ建築基準法違反となる可能性があるが、確認をすれば固定資産税上の建築物と扱われて長期間にわたる減価償却を余儀なくされる。ここに来てコンテナ節税は八方ふさがりの状況に追い込まれたといえる。

エリアリンク社は、「コンテナを耐用年数上『建物』として取り扱うことが適正・妥当な解釈であるのか否かについては議論の余地が十分ある」として、税務当局に対して何らかのアクションを取ること示唆している。しかし同社の主張が認められる可能性は、現状では高くないと言わざるを得ないだろう。



さらにコンテナ節税は、相続税対策にもなる。エリアリンク社は相続税について「アパート・マンションとトランクルームは同様の効果が得られます」として、3億円の財産を持つ人が1億円弱のトランクルームを建設することで、相続税を4千万円以上減らせる事例を紹介している。こうした複数の節税効果から、コンテナ節税は土地オーナーの注目を集めてきた。

備品ではなく建築物と認定

しかし最近、国税当局からコンテナの税務処理を否認さ

れる例が相次いでいる。エリアリンク社が今回発表した文書によれば、「当社がコンテナを販売したお客様が、税務当局より、建築基準法に基づく建築確認の申請をしているコンテナについて、『器具・備品』ではなく『建物』としての耐用年数を適用すべき旨の更正処分を受ける事態」が発生した。同様の指摘を受けて修正申告を行った事例も数件発生しているという。

コンテナが節税になる大きな理由は、短い年数で減価償却できるという点だ。屋外に置いて荷物などを保管するコンテナは、原則として税法上の「器具・備品」に当たり、

定率法に従って3年ないし7年で減価償却するのが一般的だ。しかしこれが「建物」と判定されると、鉄骨造だと耐用年数は34年となり、同社がリース期間として設定している10年を大きく超えて、税務上のメリットが大きく減じることになってしまう。

原則で最長7年の法定耐用年数を規定されているコンテナになぜ建物のルールが適用されてしまうのか。その理由の一つには、エリアリンク社が同社の運用する全てのコンテナについて建築確認申請をしているという点があるだろう。コンテナは原則として「器具・備品」だが、建築確認が



たのが、今回の法改正ということになる。

「とりあえず設定」も有効

しかし制度が想定しているのが仲の悪い親子だからといって、円満な親子が同制度を使ってはいけないというルールはない。それどころか円満な家族でも同制度を活用すべき理由がある。

居住権を相続した配偶者が将来的に死亡すると、その時点で居住権は完全に消滅する。この際、所有権を持つ子などに居住権が引き継がれるという考え方はされない。国税庁の相続税法基本通達では、「配偶者から建物等所有者へ移転し得る経済的価値は存在しないと考えられる」と記載されている。つまり、死亡による配偶者居住権の消滅には税金が課されない。

価額5千万円の自宅が残されたケースで、所有権3千万円と居住権2千万円に分割して子と母親がそれぞれ相続したとする。将来的に母親も死亡すると、その時点で居住権は消滅するので、子には相続税が課されない。父親から相続で所有権を得た自宅はそのまま。結果だけを見ると、子は5千万円の価値がある自宅を3千万円の税負担で手に入れたことになる。

もちろん父親の相続の時点で、配偶者に居住権の分だけ相続税は課されているが、配偶者控除などを組み合わせれば税負担はかなり減らせる。父と配偶者の二度の相続によって生じるトータルの税負担を考えると、配偶者居住権を設定しておくことで相続税を大いに節税できる可能性が生まれるわけだ。

この点について税理士会などの専門家は改正民法の成立時から「故意の租税回避を生む恐れがある」と指摘し

相続税対策の新常識

配偶者居住権の上手な使い方

2018年に成立した改正民法の柱である「配偶者居住権」が、今年4月からいよいよ施行された。そもそも、相続で自宅かその他の財産かの二者択一を迫られていた配偶者を救済するために生まれた新制度だが、この制度を使うことで相続税を大きく減らせる可能性がある。ただし使い方を誤れば不要な税負担を生むこともある。使い方と注意点を確認しておきたい。

配偶者居住権は、約40年ぶりとなる相続民法の改正によって新たに生まれた制度だ。これまでの法律では、遺産分割協議で配偶者が自宅を得るとそれだけで法定相続分を満たしてしまい、預貯金といった他の相続財産を十分に取得できない可能性があった。逆に預貯金を相続すると家を失うことになってしまい、どちらにせよ生活は不安定にならざるを得なかった。

そこで改正民法では、所有権が他者にあっても配偶者が住み続けることができるよう、家の権利を「所有権」と「居住権」とに切り離し、配偶者がそのうちの居住権のみを得れば家に住み続けられるという「配偶者居住権」を創設した。

居住権を取得した配偶者は、

ていたが、少なくとも現時点では、こうした節税は認められていることになる。もちろん過去にもあった様々な節税手法と同様に、配偶者居住権を使った過度な税逃れがあった場合には当局に否認される可能性もゼロではないが、実際に配偶者が自宅に住み続けるのであれば、配偶者居住権をとりあえず設定しておくという選択は大いにあるだろう。

遺言は書き直し必須

相続税対策の新常識ともなり得る配偶者居住権だが、注意点として、相続税対策になるのは「配偶者が死亡した時」ということを覚えておくべきだろう。それ以外の理由で居住権が消滅した際には、様々な課税関係が発生する。

例えば、配偶者が相続した居住権を放棄した場合には、所有者はその時点で居住権の分だけ経済的利益を得たとして、贈与税が課される。これは両者の合意によって居住権が解除されても同じだ。

またレアなケースとして、配偶者に求められる最低限の用法順守義務が守られなかったことを理由に、所有者が

居住権の評価額に応じた相続税を課される。居住権の評価額は建物の残存耐用年数と配偶者の平均余命を基に算出される。配偶者が高齢であるほど安くなるように設定されるので、原則として配偶者の年齢が高いほど居住権の評価は下がり、所有権の評価が上がる。逆に配偶者が若ければ居住権の評価は高く、所有権の評価が低くなるという仕組みだ。

新制度が目的としているのは、なんらかの事情によって子と同居できない配偶者の救済だ。こうした居住権をわざわざ設定しなくても、家を相続した子が親を住まわせれば生活に不安はない。しかしすべての家族がそうはいかないのが現実で、家族円満とはいかない配偶者の権利を保護し

正当に立ち退きを求めた場合でも、やはり所有者に贈与税が課される。

ではタダでなければいいのだろうか。居住権の消滅に伴い正当な対価が配偶者に支払われていると、配偶者には譲渡所得税が課される。対価が著しく安ければ、正当な価値との差額に贈与税が課される。結局、配偶者の死亡以外の居住権消滅には、何らかの税金がかかると考えていいだろう。

例外として、長期配偶者居住権は期限を設定して相続することもでき、期限到来に伴い消滅する場合には課税関係は生じないが、期限が短ければそれだけ居住権の評価額は下がるので、節税効果も減じることとなる。

もうひとつ注意したいのは、配偶者居住権を活用できるのは、今年4月1日以降に発生した相続だということだ。そして遺言についても、有効となるのは4月以降に作成された遺言のみとなる。つまり、4月以前に遺言に盛り込んでおいても法的には意味がない。配偶者居住権の利用を確実に設定したいなら、忘れずに遺言を書き直すようにしたい。

見せたくない 遺品の 生前対策



誰だって人に見られたくない秘密のひとつやふたつはあるだろう。当然、普段は上手に隠しているだろうが、自分に万が一のことがあったとき、遺された家族がそれを見つけてしまう可能性は十分にある。どれほど愛している家族とはいえ、いや愛する家族に対してだからこそ、「死んでも見せたくない」というものはあるはずだ。パソコン内のデータ、内緒で保管していた古い写真や手紙、SNSでの書き込みなど、死後も「素敵なお父さん」のイメージを保つため、生前にできる「裏の対策」を考えてみた。

「遺すべき財産」のための生前対策を「表の対策」とするならば、自分の死とともにこの世から消えてなくなってしまう「遺したくない財産」の生前対策は「裏の対策」と言えるだろう。ポツクリいけばまだしも、意識はあるのに寝たきりになってしまったら、自分の部屋やパソコン内の「秘密」が気になって仕方がないだろう。

都内で出版業を営むAさんは、家族へ「遺すべき財産」については遺言を書いて段取りをつけているものの、「娘にだけは見られたくないモノ」の扱いが悩みの種になってい

秘密フォルダの封鎖方法

そこで、死後のパソコン対策として考えたいのが「終活ソフト」の導入だ。本来は、

が多い。残された家族に迷惑を掛けたくなければ、恥を忍んでサイト名とパスワードを残しておくか、生前に自身で解約するしかないようだ。

最後に、「隠したい財産」ではなく、自分の死のしらせ方についても考えておきたい。深い付き合いだが家族や友人にもその存在を教えていない相手に対しては、SNSの機能を使って自分の死をしらせることができ

例えばフェイスブックでは、自分の死後にあらかじめ設定していた友人にアカウントの管理者になってもらう「追悼アカウント管理人」という機能が

あり、本人に代わってログインしてラストメッセージを書き込める。これにより、シークレットな相手にもフェイスブックを通じて、自分の死をしらせることができるというわけだ。

自分の死に対する生前対策という点、遺すべき財産にばかり目が向きがちだが、人は誰も見せたくない部分を持っている。見せられない部分、残したくない遺産についても頭の片隅に置いておく必要がある

死後も素敵なお父さんのままで

遺された家族にとって重要なデータがパソコンに残っているのに、パスワードが不明で開封できないという事態を避けるため、あらかじめ設定した一定期間にログインがないと自動的にログイン状態にするというソフトだ。

このソフトを、本来とは逆の設定にして使う。つまり、一定期間ログインがないと特定のデータを消去するようにしておくわけだ。このほかスマートフォンについても自動消去ツールがある。アイフォーンではパスワードを10回間違えたら全データを自動消去する設定が可能だ。死後対策だけでなく、紛失時にも有効だろう。

こうしたソフトや機能を活用すれば、死後に見られたく

ないデータに関してはそのほとんどを処理できそうだが、これを冒頭のAさんに伝えると、「データ以外にも、娘には見られたくない小物類がベッドの下に隠してある」とのことだ。「死後も素敵なお父さんのままで」といようとすれば悩みは尽きない。

だが、実際にあるモノに関する生前対策はデータに比べて格段に難しい。遺言書に「ベッド下の荷物には触れないように」と付言事項として記載することも可能だが、その指示が実際に守られる保証はなく、効果はほとんど期待できない。

また、死後の各種手続きについては、「死後事務委任」という制度があり、届け出や申請といった事務手続きを弁

護士や司法書士などの専門家に委任することもできる。だが、Aさんが隠し持っている「小物類」はあくまでも相続財産であり、死後委任の対象とするのは難しい。なにより、委任を受けた専門家より先に遺族がモノを確認するのは通常の流れであり、やはり生前対策としては期待できない。Aさんの小物に限らず、古い手紙や思い出の写真など、現物に関しては腹をくくるしかなさそう

SNSの機能も活用

このほか、裏の対策としてはネット上の有



言を残す側としては財産の内容に見合った、ある程度の体裁を整えることが必要だといえるだろう。

些細なミスもないように

もともと体裁以前に、作成された遺言が法的効力を満たしていないなら問題外だ。本人が書いたことが明らかで、また家族への思いが詰まっていたとしても、法的要件を満たさない遺言は遺産分割に対する強制力を何ら持たない。遺言の種類は複数あり、代表的なものに「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類がある。法的要件を満たすという上で、信頼が置けるのは「公正証書遺言」だ。役所で公証人の立会いのもとで作成し、アドバイスを受けながら

作成するため、確実に法的要件を満たすことができ、紛失や改ざんのリスクもない。最もポピュラーな遺言の残し方といえるだろう。実際に公正証書遺言の作成件数は年間11万件超と、自筆証書遺言の5倍以上となっている。

また、民法には、遺言書を日本語に限定する規定はない。つまり英語でも中国語でも構わないがその翻訳に当たって本人の意に沿わぬ解釈がなされる可能性は否定できない。その点、公正証書遺言なら通訳が立ち会って内容を日本語に訳し、本人の同意を得て日本語で文書を残すので誤解の余地がない。外国語話者が遺言を残したいなら公正証書遺言がお勧めだ。

ただし公正証書遺言を残すにはコストがかかる。手数料は遺言書に書かれた財産の額

に応じて増え、資産が1億円を超えるようなら数万円〜十数万円になる。また公証人以外に2人の証人が必要で、相続の利害関係者は証人にならないため、候補が見つからないということもある。その場合は役所に証人の手配を頼めるが、そうすると別途日当が発生してしまう。必要なコストではあるが、意外とお金がかかるのが公正証書遺言の欠点といえる。

一方の「自筆証書遺言」は、その名の通り自分一人だけで書けることが魅力だ。場所を選ばず、費用もかからない。昨年3月の法改正によって、財産目録についてはパソコンで作成できるようにもなり、さらにハードルが下がっている。

ただし、法的効果を発揮するためには最低限、①作成日付、②署名と押印、③本文が

自筆——が絶対に必要な要件だ。また不動産には地番や地積が正しく記載されていることも、遺言が正しく遺産分割に反映されるためには不可欠だ。

よくあるミスが「日付を書き忘れる」というパターンで、遺言書を書き上げ、時間をおいて内容を点検してから最後に日付を入れようとしたまま忘れてしまうケースが後を絶たない。

また修正の手順ミスもよくある。一度書いた遺言書を訂正するためには、訂正部分に二重線を引いた上で、正しい文言をその左側（縦書きの場合）に書き、訂正印を押し、さらにどの部分をどう訂正したかが分かるように余白へ付記することが必須だが、最後の手順を忘れる人が少なくない。

レアなケースとして、押印署名のミスもある。署名は自筆であればよく、カタカナやある程度の崩し文字でも認められる。また印も認印やシヤチハタでよいのだが、戦国武将が使うような「花押」は



家族が大迷惑

こんな遺言は書きちゃダメ

「紀州のドンファン」として知られた資産家、野崎幸助さんが残した遺言書の有効性を巡り、親族らが遺言執行者の弁護士を相手取って提訴している。この裁判で焦点となるのは遺言書の真贋になりそうだが、たとえ本人の書いた遺言書であっても、法的効果を発揮するための条件を満たしていなければ無効となってしまう。家族に残す思いを無駄にしないために、遺言に関するルールをしっかりと把握しておきたい。

「紀州のドンファン」 法廷闘争へ

資産家であるとともに派手な女性関係でも知られたことから「紀州のドンファン」の異名をとった野崎幸助さんが亡くなったのは2018年のことだ。死因が急性覚せい剤中毒だったことから、死の真相を巡りワイドショーなどでも取り上げられたが、このほど野崎さんの親族が約13億円の遺産を巡って裁判を起していることが分かった。

野崎さんの遺産を巡っては、死亡から1年以上が経過して、「全財産を任んでいる和歌山県田辺市に寄付する」という内容の遺言書が見つかったとい

たが、この遺言書が「怪しい」というのが親族らの主張だ。訴状によれば、遺言書はコピー用紙1枚に赤ペンで書きされ、また発見された状況も不自然であることから、「熟慮の末に作成されたとは考えにくく、本人以外が作成に関与した」ということらしい。親族らは、遺言の全面無効を求めている。

遺言のルールは民法で定められているが、筆記用具や紙に関する規定は存在しない。つまりコピー用紙1枚に赤ペン書きであろうと、メモ用紙に鉛筆書きであろうと、それ自体が遺言を無効とすることはない。ただ、実際にこうして訴えが起きている以上、遺

認められない。実際に過去、「花押」が法的に無効とされた判決が最高裁で下されている。最高裁によれば、「印は文書が完成したことを確認するためにある。押印の代わりに花押を記して文書を作成させるという一般慣行や法意識はわが国にない」という。

なお自筆証書遺言については、法務局で遺言を保管する制度が7月10日にスタートした。1通3900円で、本人が作成した自筆証書遺言の原本とデータを法務局が半永久的に保管する。遺言を紛失するリスクを防止できるが、内容をチェックしてもらえないわけではない点には注意が必要だ。

安全に処理しないと被害甚大

貸付金という
時限爆弾

経営者個人が貸したお金が相続発生時に残っていると、全額が相続財産に計上され、残された家族に税負担が重くのしかかることになる。最近では2016年に死去した鳩山邦夫元総務大臣の相続をめぐる、遺族が約7億円の申告漏れを国税当局から指摘されていたことが話題となった。政治団体への貸付金を相続財産としてカウントしていなかったことなどが理由だという。貸したお金が相続財産になつてしまふのは政治家でも経営者でも同じこと。積み積もれば経営危機を招きかねない。貸付金の恐ろしさに迫る。

故・鳩山邦夫氏の相続に関し、東京国税局が指摘したのは約7億円の申告漏れだ。そのうち約4億5千万円が邦夫氏から自身の政治団体への貸付金で、残りは不動産の評価額の誤りだった。いずれも意図的な税逃れではないと判断され、重加算税は課されなかったが、過少申告加算税を含む追徴課税は2億数千円円に上った。遺族はすでに修正申告と納付を済ませたという。

2016年に67歳で死去した邦夫氏といえば、政界でも群を抜いた資産家として知られた存在だった。生前には、

国会議員資産公開法に基づいて公表される資産ランキングで毎回のようにつまみ食い、その死去によって衆院議員全体の平均資産額が16%落ち込んだというから相当なものだ。

そして18年版の同ランキングでは、邦夫氏の遺産を引き継いだ息子の鳩山二郎衆院議員（自民党）がトップとなっている。資産額は約17・5億円、2位の元衆議院議員（約5億円）を大きく引き離している。その大半は邦夫氏から相続した株式の売却益だ。また邦夫氏の兄・由紀夫氏も、首相時代には月1500万円

もの「お小遣い」を母・安子氏から受け取っていたことが話題になった。鳩山一族の資産規模がうかがえるエピソードだ。

政治家の特殊な
相続事情

鳩山一族の富の源泉はタイヤメーカー、ブリヂストンによるものだ。安子氏は同社の創業者である石橋正二郎氏の長女で、父親から引き継いだ莫大な財産を子である由紀夫氏や邦夫氏へ分け与えた。邦夫氏は同社株や不動産などを多数所有していたため、16年の死亡時に妻エミリー氏や息子の二郎氏など4人の相続人が引き継いだ財産は100億円を超えるといわれる。

邦夫氏の遺産のうち、東京国税局が申告漏れを指摘したのは、邦夫氏が生前に政治団体へ貸し付けていたお金だ。

邦夫氏が代表を務めていた政治資金団体「新声会」の収支報告書によれば、16年6月の相続発生時点で邦夫氏から6件、合計約4億5千万円の借入金があったという。故人が団体や個人に貸していたお金は原則として相続税の対象となるが、遺族は申告していなかったことから追徴課税の対象となった。

政治団体の財産の引き継ぎは極めて特殊だ。政治団体の代表者が引退したり亡くなった際には、後継者が代表となつて資金を使うことも、別の政治資金団体に資金を移すことも許されている。政治

資金である限り、資産の引き継ぎには贈与税も相続税もかからず、無税での「相続」が可能となっている。

政治資金団体が「ブラックボックス」と呼ばれるゆえんで、これまでも小淵恵三元首相の死去に際して娘の優子氏が約1億6千万円を無税で承継している。また安倍晋三首相も父・晋太郎氏の政治資金6億円超をそのまま受け継いだと報じられている。

邦夫氏の政治団体「新声会」では、16年8月の相続発生時に貸付金を返済せず、人件費に約55%を費やすなど残金を使い切った上で、いったん解散した。その後、後継者である二郎氏が同名の資金管理団体を立ち上げた時点で、貸付金の記載がなくなったという。

生前に借金以外の何らかの手段で資金団体へ資産を移しておけば税務上は問題にならなかった可能性が高いが、この貸付金は政治団体ではなく、あくまで邦夫氏個人の財産であったため、政治家の資産としては珍しく国税のターゲットとなったわけだ。

こうしたケースは中小法人のオーナー経営者にとつても無関係ではない。邦夫氏は政治活動、経営者は事業活動という違いこそあれ、自身の活動基盤である団体に個人が貸し付けたお金が相続トラブルの種となるのは、経営者にとつても珍しい話ではないからだ。むしろ政治資金団体を通じた「抜け道」がない分、中小事業者の相続こそ、貸付金問題を生前に解決しておく必要がある。

経営者が自分の法人に貸したお金は、「事業主借入金」「社長借入金」などとよばれる。会社の立場から見ると、社長から借りたお金ということだ。資金繰りが厳しくなったときの当座の運転資金として、社長個人が一時的に会社へお金を入れるというケースは珍しくない。経営状況が苦しくなっても、支払いが入金より先に来てしまい、そのタイミング

で手元に現金がないため社長個人が立て替えることもある。

この社長借入金は、資金繰りに苦しむ会社だけでなく、業績が右肩上がりでも伸びている場合にも起こり得る。業務拡大に伴って取引先などへの支払いが増加し、儲けに応じて役員報酬も上がっていく。一方で、急激な状況の変化に金融機関からの融資では対応できず、その場しのぎの対策として社長からの借金に頼ることが多いからだ。

そうしてできた借金は、資金繰りに余裕のある時期に返せばいいのだが、事業は常に動いているものでもあり、なかなか理屈通りにはいかない。返済期限が決められているわけでもない身内からの借金という点もあり、取引先への支払いや納税を優先してしまえば、後回しにしがちだ。一時的に返したとしても、一度便利な方法として覚えてしまえば借金を繰り返し、気が付けば数千万円から数億円に膨らんでいるというケースも起こり得るだろう。そして社長の身に何かが起こって相続が発生すれば、すべてが相続財産として課税対象となってしまう。

安全に処理しないと被害甚大 貸付金という 時限爆弾



からしい話と言わざるを得ない。

債務免除益を いかになくすか？

社長借入金という「時限爆弾」を安全に処理するためには、相続の発生までに会社への貸付金を限りなくゼロに近づける必要がある。そこで真っ先に思い付くのは、社長が借金をチャラにすること、つまり債権放棄だ。返ってくるアテのない借金に相続税がかかるのなら、いっそ帳消しにしてしまったほうがマシというものだ。

だが債権放棄にはいくつかの問題が付きまとうため、必ず解決策とセットで考えなければならぬ。特に、借金を帳消しにしてもらった会社には「債務免除益」が発生し、法人税がかかる可能性が高くなる。

社長借入金の多くは、将来的に返してもらえないアテがない。そんな貸付金が相続税の課税対象となって、数百万円から数千円の税負担が発生してしまうのは、余りにもば

を一切出さなくて済む。生命保険を活用する手もある。支払保険料の一部が損金となる法人加入の生命保険を使い、年ごとに支払う保険料のうち損金算入する額と同額を債務免除してゆくといいやり方だ。満期を迎えたあかつきには、保険金を会社が受け取り、それによって残額を返済するかたちにする。また保険金の受取人を社長とするなら、会社が支払う年々の保険料というかたちで返済し、それと同額の債務を減じていくというやり方もあるだろう。保険金という一時所得が社長に発生するものの、返してもらうアテのなかった借金が現金に生まれ変わるのだから、メリットは大きい。

また、借入金債権にかかる相続税負担と、債務免除益にかかる法人税負担を比べた上で、あえてどちらかを受け入れるという考え方もある。相続財産や会社の規模にもよるが、中小法人には法人税の軽減税率が認められているため、多くのケースでは法人税を納めたほうがマシという結論になるだろう。

なんらかの税負担を受けられるという判断をしない限り、どの解決法を採用するにしても、必要なのは対策に要する時間だ。欠損金を使うにしろ生命保険を使うにしろ、共通しているのは時間がかかるという点で、社長借入金の問題はすぐに解決できるものではない。ただし、長期計画のもとに時間をかけて取り組めば、税負担を抑えつつ確実に解消できる問題でもあるといえる。

社長が健康であるうちに、決して先送りにせず、すぐに対策を講じていきたい。

ハウス・リースバック®



テレビ・ラジオ
CM
放送中

ハウスドゥ
イメージキャラクター
古田 敦也 氏
(元プロ野球選手)

HouseDo

年間お問い合わせ件数
16,000件
突破!

ハウス・リースバックとは、お客様が所有されているお家をハウスドゥ！が買取り、売却後はリース契約をして今までと同様にそのままお住まいいただけるシステムです。将来的にそのお家を再び購入していただくことも可能です。



ハウス・リースバックを利用されたお客様の年齢

※2019年12月末現在

ハウス・リースバックをご利用いただいた
お客様の声

「愛着のあるわが家にこれから住み続けられる」
ハウス・リースバックを知ったきっかけは？
知人が新聞の「売っても住める」という広告を切り取って持ってきてくれたんです。私が「この家にずっと住みたい」と普段から話していました。それで、早速電話をしました。正直、不動産業界というのは怖いイメージがあるじゃないですか。それが、あまりに親切で、びびりませんでした！

「愛着のあるわが家にこれから住み続けられる」
ハウス・リースバックを知ったきっかけは？
高年齢で一人暮らしなので、前々から早く身辺整理をしなければいけない、と思っていました。いろいろ自分ではできない状態になつてから、「マンションどうしよう」というのは困るので、頭がからうじてしっかりといる間に考えておかないといけない、と思って利用しました。

「愛着のあるわが家にこれから住み続けられる」
ハウス・リースバックを知ったきっかけは？
後期高齢で単身者だと、家を借りるのは難しいんです。例えば保証人が見つからなかったり、一回借りられたとしても更新が難しかったり…。ハウス・リースバックは保証人が必要ありませんでした。ずっと所有していた家ですから、愛着も感じていましたし、これからはここに住めるといつか決めてました。



※お客様の写真はイメージです。

- 老後資金
- 事業資金
- ローン返済
- 相続対策

こちらは実際にご契約されたお客様の声です

動画もご覧いただけます



分かりやすい!と好評の無料パンフレットの申込はこちら

お気軽にお問い合わせください

東証一部上場
HouseDo
株式会社ハウスドゥ

TEL:050-2019-9530

受付/9:00~17:00(土・日・祝も受付可) ※個人情報の取り扱いについては当社HPをご確認ください。



ハウスドゥ 検索

写真紀行
密を避けて
秋を訪ねて ③



新倉山浅間公園「忠霊塔」と富士山





毘沙門堂「勅使門前の石段」(京都)

女性起業家も読んでいる
カジュアルな税財務・経営情報サイト

社長のミカタ DIGITAL

紙がいい。デジタルでもいい。

ミカタデジタル

検索



トピックス

〈特集〉
味方の見方

賢者の言魂

社名の由来

二升五合

歴史建築
散歩道

節税市場

相続時代

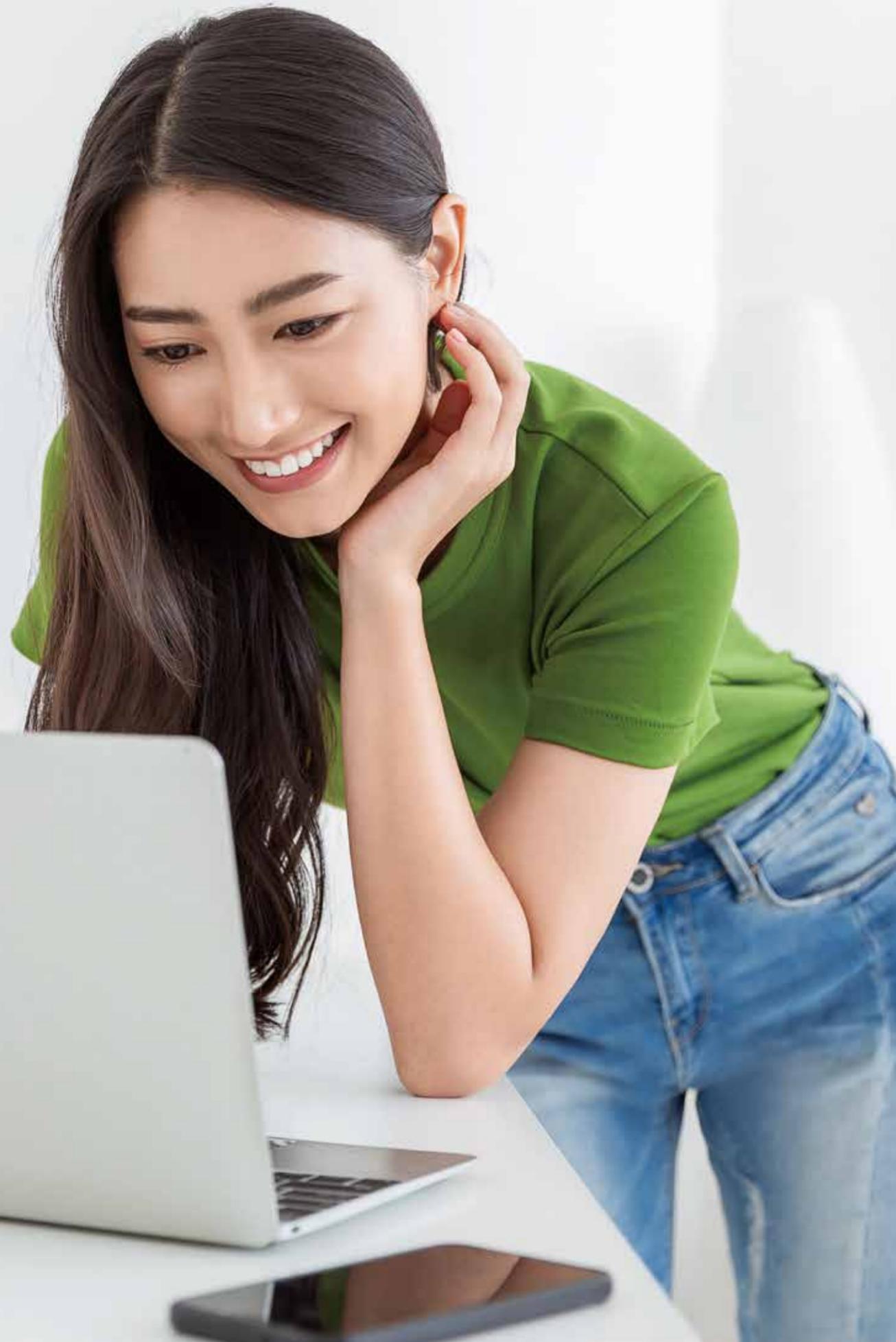
あなたにピッタリ!
「賢者の言魂」診断



Facebookも
はじめました



ミカタデジタル 検索



OWNER'S BRAIN BOOK REVIEW



■ベストセラーを生んだ帯コピー■
**3000億円の巨大市場を
築いた起業家たちに迫る
初の圧倒的ノンフィクション**

奥平和行(著)
メルカリ
希代のスタートアップ、
野心と焦りと挑戦の5年間
(日経BP社)
2018年11月22日初版発行
定価1600円(税別)



オンライン上でフリーマーケットのように物品のアプリ「メルカリ」。最近ではテレビCMにタレントのタモリを起用するなど、スマホアプリが苦手な中高年への浸透も狙っているようだ。本書はメルカリの誕生から上場までの過程をドラマチックに描いたサクセスストーリーだ。

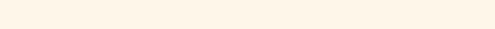
メルカリの誕生は2013年。すでにいくつものネットアプリを提供していた山田進太郎氏がスマホ専用のフリマアプリとして仲間数人と立ち上げた。パソコン離れが進む若年層を中心に人気が高まり、

ダウンロード数は1年半で2千万、その2年後には1億を突破し、創業から5年で東証マザーズへの上場を果たした。スタートアップの段階ですでに評価額が10億ドルを超えているベンチャーをユニコーン企業というが、未上場のメルカリはこれに該当した。そして上場初日の時点で時価総額は7000億円となった。

本書では、メルカリがわずか5年でどうやってフリマアプリのトップに上り詰めることができたのかを現CEOの山田氏を中心とする創業メンバーの戦いの記録を中心にドキュメンタリータッチで描いて

いる。新聞記者としてシリコンバレーの変遷を取材してきた著者は、メルカリ内外の多くの人への丁寧な取材を重ね、創業物語を紡いでいく。あまりに登場人物が多いため全体としてのまとまりに欠ける面もあるが、メルカリ上場までの軌跡を網羅的に知りたいという人には、それなりに読み応えはあるだろう。

メルカリがこれだけ短期間で市場シェアを独占できた要因はいくつもあるが、その根幹にあるのは「世界で使われるインターネットサービスを創る」という創業から続くメンバーの情熱だろう。世界を見据える熱い想いを継続させてきたからこそ、それまでの常識を破り、スマートフォンへ特化するという独自性にもつながった。



■ベストセラーを生んだ帯コピー■
**資本主義を
内面化した人生から
脱却するための思考法**

白井聡(著)
武器としての「資本論」
(東洋経済新報社)
2020年4月23日初版発行
定価1600円(税別)



日本は先進諸外国と比べてベンチャー企業の成功例が少ないと言われるが、そのなかでメルカリが国内外に極めて大きなインパクトを与えたの

は事実だ。ベンチャーは、過去の成功例を参考にしつつも既存の常識にとらわれず、情熱とスピリットをもって諦めずに試行

錯誤を続けることによって成功する。その事実を、メルカリ内外の多くの人の証言から知ることができる一冊だろう。

新 型コロナウイルスの感

染防止対策としてテレワークが普及したことで、賃金の対価を労働時間から成果にシフトしていくべきだという新自由主義が再び台頭してきている。

その一方で、自己責任と弱肉強食を金科玉条に暴走する現代資本主義の形を見直す動きも世界的に起きている。自ら新型コロナウイルスに感染した英国のジョンソン首相は、国営の医療サービス(NHS)を守るべきだと訴えて、手厚い休業補償政策へと大きく方向転換した。あらゆる階級とあって、コロナ禍は資本主義のあるべき姿を改めて問う契

機となっている。そこで、多くの国で当たり前前の姿としてどつぶり浸かっている資本主義とは本来どういうシステムで成り立っているのかを探求するのが本書のテーマだ。サブタイトルには「資本主義を内面化した人生から脱却」とある。

第二次大戦後、日本をはじめ多くの国で経済が発展し、同時に社会の平等化が進んだ。日本では「一億総中流」という言葉が生まれ、かつての「階級」は解消されたかに見えた。だが、バブル崩壊で成長が止まると90年代には「勝ち組と負け組」の時代に入り、格差の拡大が露骨になっていった。

無階級社会に見えた日本でも自己責任論がはびこり、あらゆるものは競争原理で語られるようになる。

答えは書いていない。それはそうした書物の著者自身が「資本主義を内面化した人生」から脱していないからに他ならない。

国営事業の民営化が進み、同時に大企業は人を減らしてスリム化した。そして外注化が常態化し、その結果として中小企業へのコストカット圧力と大衆増税という負の連鎖が現在につながる。

白井氏は、資本主義(著者は「資本制」と呼ぶ)というものの性質を科学的に説明したマルクスの資本論を使い、資本主義が決して経済・社会システムの最終形ではないという立場で現代社会の問題点の解明を試みている。

現代社会の苦悩の根本原因を探ろうと多くの人は最新のビジネス書を読み、または自身の問題ではないかと啓発本を手にするが、現状の苦悩の

資本主義社会をベースに分析を試みたものだが、その考察は現代社会の道標としても十分なものだ。マルクスが唱えた「今日までのすべての社会の歴史は階級闘争の歴史」という実態は現在までも厳然とした事実として社会の根底にある。



白井氏は「私たちが気付かないうちに、金持ち階級、資本家階級はずっと階級闘争を黙って闘ってきた。それに対して労働者階級の側は「階級

闘争なんてもう古い。そんなものはもう終わった」という言辞に騙され、ボートとしていられるうちに、一方的にやられるばなしになってしまった」と語っている。確かに、資本主義こそ絶対と信じこまされて資本の論理のみに飲まれていった結果、大企業や大資本家が優遇される一方で、中小企業や大衆には「がんばれば報われる」という妄想と重税だけが与えられてきた。

いまこそ、大資本以外の階級が資本主義の「絶対神話」にとらわれることなく、真実を解明するために目を開く必要がある。そのための「武器」として『資本論』以上のテキストはない。本書はマルクスの『資本論』に比べると格段に読みやすい。マルクスといえば「共産主義の親玉」として嫌悪感を抱く経営者も多いだろうが、現代社会の「悩み」の元を解明するために一読をお勧めしたい。



税理士・会計事務所をモテる化

個々の「カッコいい」を蘇らせ、顧客拡大へ。

オオタキカクは実力本位の会計事務所をサポートしています

合資会社オオタキカク
代表 太田 亮児

〒164-0012 東京都中野区本町 4-47-12 ハイライフ新中野 101

TEL.03-3384-1225

FAX.03-3384-1226

ホームページ <https://ootakikaku.co.jp/>

編集後記

■【秋三題】▼「芸術の秋」。時
間をつくり、マスクをして、
映画館へ足を運んだはいが、
前評判ほど面白くない。さて、
途中で席を立てて残りの時間
を有効に使うか、それとも最
後まで見続けるか。この場合、
多くのひとが「お金がもった
いないから」という理由で見
続ける。結果としてお金も時
間も損をしてしまうことにな
る。こうした行動を指す「サ
ンクコスト」という言葉があ

OWNER'S BRAIN

本誌【2021春号】のお知らせ

次号は **2021年3月15日発行** です。

広告、掲載についての
お問い合わせは、
☎03-6263-2094
または専用サイトまで、
お願いいたします。



る。「埋没費用」と訳され、事
業に投下した資金や労力のう
ち、その事業の撤退・縮小・
中止を決めても戻ってこない
ものをいう。延期となった東
京五輪、アベノマスクの全戸
配布、GOTOトラベルキャ
ンペーンなどなど。計画の推
進者は「いまだ引き返せない
」と思いついていたのではな
いか▼「敬老の日」。いわゆる
ハッピーマンデー制度が実施
されるようになったのは20
01年のことだが、どうもい
まだにすっかりこない。今年
の「敬老の日」は15日ではな
く21日だ。「齢を重ねる」とは
「弱いを重ねる」こと
だと、社会学者の上
野千鶴子さんはいう。
人生の先輩が働いて、
きちんと納税してき
たのは「弱い」を重
ねられる社会のため。
高齢化よりもむしろ、
社会保障制度の老朽
化こそが問題ではな
いか▼「秋の夜空」。
この時期の夜空には
夏秋の星々が同居す
る。織姫星として知
られるベガ、彦星の
アルタイル、そして
白鳥座のデネブはず

べて1等星。地球から最も近
い距離にあるのはアルタイル
だが、近いといっても約16・
7光年。ベガは約25光年、デ
ネブに至っては1400光年
の彼方だ。みずがめ座にある
球状星団のM2は約5万2千
光年の虚空。アンドロメダ座
にあるM31は銀河系のすぐお
隣にある銀河だが、地球から
の距離は約230万光年。こ
うなるとデネブですら「近所
感覚だ。星の話をしていると、
そのスケールの大きさに圧倒
される。海峡を挟んだ隣国と
の距離は0・001光秒すら
ないことを、あらためて自覚
したい。」
■遠隔会議アプリを使ったリ
モートでの打ち合わせ。じつ
は、はじめてのことで緊張し
ました。カメラ越しに話すと
いうのは、なんだか照れくさ
いものです。次号までには克
服しなければ、と思っ
た次第です。 (音)

■開幕直後のプロ野球は無観
客試合。しかし、捕球音や打球
音、選手の掛け声が聞けたこ
とは新鮮でした。コロナ禍で
の生活は不自由ですが新発見
もあるものです。応援する
チームの順位は……。創刊号
にご賛同いただいた先生方、
スタッフの皆様にご心から御礼
申し上げます。 (Y)
■新型コロナ、五輪延期、40
度超の猛暑など異常事態が相
次ぐ今年、こうして本誌を発
行できてホッと肩をなでおろ
しています。今年は経営に大
打撃を受けた事業者が多くい
らっしゃいます。こんな時に
こそ専門家が頼りになります。
本誌がお役に立てましたら幸
いです。 (も)
■税務の代行や申告書の作成
だけではなく、総合的なコン
サルタントとして、まさしく
経営者のブレインと呼ぶにふ
さわしい先生方のご協力を得
て、本誌を創刊することがで
きました。取材に感謝してくだ
さった税理士の先生方、ス
タッフの皆様、ありがとうございます。 (R)
■4月に新卒入社しました。毎
新聞社ですので「新聞」は毎
日のように手掛けていました
が「本」の制作は今回がはじ
めて。新しいことをたくさん
学びました。コロナ禍で家族
にも友人にもなかなか会えな
い状況に参っていますが、ど
んな時でも前向きに楽しめる
ようになりたいです。レベル
アップして次号に臨めるよう
がんばります。 (A)

OWNER'S BRAIN 2020秋 <創刊号>

(オーナーズブレイン 通巻1号)

2020年9月15日 発行

発行者 会田 宣也
発行所 エヌビー通信社 納税通達 税理士新聞 社長@ミカタ 院長@ミカタ OWNERS LIFE
〒104-0031

東京都中央区京橋1-14-9 4階

電話 (代表) 03-6263-2093

(編集) 03-6263-2092

(広告) 03-6263-2094

振替 00160-0-123949

<http://www.mikata-digital.com/>

<http://www.np-net.co.jp/>

装 幀 佐藤 剛

レイアウト 望月 左枝子

D T P 石川 綾

広告・販売 岡 謙吾 清水 芳樹

石神 凌 大川 秀明

企画編集 梶谷 享信

ニューノーマル時代に働く先駆者へ 『サブスクのすすめ』

ここで↓
学びましょう



PCAサブスク

先生、
サブスクとは？

ニューノーマルな時代だからこそ、 自由で多様な働き方へ「PCAスタイル」

予測できない変化が起こりうる時代。事業構造のスタイルは日々変化していきます。
利用したいシステムを、利用したいスタイルで、手軽に始められ、
いつでも見直せること。それが「PCAスタイル」です。

ソフトウェアは購入から利用へ「PCAサブスク」

PCAのパッケージ版を、定額契約(月・年)でご利用いただける
サブスクリプションサービスです。
オトクな使い放題プラン「PCAサブスクコンプリート」がおすすめです。

働く場所を選ばない環境づくりで、 リモートワークを後押しする 「PCAクラウド」

14,000法人以上のお客様にご利用いただいている、
安心・安全のクラウドサービスです。
ワークライフバランス重視の働き方や、
事業継続を支える業務基盤を提供します。

みなさまとともに歩んで40年。
PCAが提案する、新しいスタイル。



※ IT導入補助金の詳細は<https://www.it-hojo.jp/>へ。

経理部 課長
宮下 純一

福澤 諭吉

攻めるなら、経理から。

PCA

詳しい情報は ▶ <https://pca.jp/subsc/>

ご導入検討専用 ▶ ☎ 0120-992-729 10:00-12:00/13:00-17:00 土・日・祝日除く

OWNER'S BRAIN

オーナーズブレイン
2020年秋
—(創刊号)—

ISBN978-4-86678-558-5

C0034 ¥1000E

定価： 本体1000円 + 税

日本新聞協会加盟
エヌピー通信社

©OWNER'S BRAIN 2020 printed in Japan



9784866785585



1920034010006